

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 平成30年3月13日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫
委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光
委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 事務局次長 清水 貴
書記 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美
行財政改革推進室長 平松 良一 行財政改革推進室長補佐 加藤 裕一
企画部長 今泉 達夫 秘書広聴課長 渡辺 荘一
秘書広聴課長補佐 会沢 義範
政策企画課長 大森 信之 政策企画課長補佐 篠原 広明
総務部長 川崎 薫 総務課長 川田 俊昭
総務課長補佐 石井 宇史
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 会沢 実
税務課長 大内 幸志 税務課長補佐 武藤 隆
収納課長 柴田 秀隆 収納課長補佐 玉川 一雄
瓜連支所長 寺門 広司
市民生活部長 石川 透 防災課長 小橋 洋司
防災課長補佐 秋山 光広 防災課防災G長 舘 正則
市民協働課長 桧山 達男 市民協働課長補佐 田口 裕二
市民課長 関 郁夫 市民課長補佐 会沢 和代
市民課長補佐 堀口 才二
会計管理者 小澤 祐一 会計課課長補佐 高島 啓子
環境課長 飛田 良則 環境課長補佐 関 雄二
消防長 海野 幹雄 消防本部総務課長 飛田 裕二
消防本部予防課長 山田 三雄 消防本部警防課長 野口 英雄
消防本部東消防署長 寺門 博文 消防本部西消防署長 宮田 好男

会議事件と概要

付託案件

- (1) 議案第 2 号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第 3 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 13 号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 14 号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 15 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 16 号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 18 号 平成 29 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 27 号 平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第 33 号 公の施設の広域利用に関する協議について
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物について
…執行部より報告あり
- (12) 本米崎小学校跡地の利活用について
…執行部より報告あり
- (13) 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況について
…執行部より報告あり
- (14) 第 2 次那珂市男女共同参画プランの策定について
…執行部より報告あり
- (15) 下江戸地区の大規模太陽光発電について
…執行部より報告あり

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 皆さん、おはようございます。きょうは総務生活常任委員会、ご苦労さまです。案件もいろいろありますので、スムーズな審議になればと思っていますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、座って進めていきたいと思えます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席はございません。定数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長の外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。

ただいま委員長から、きょうから総務生活常任委員会ということで、委員会の審議がスタートするわけですが、本日は、議案10件、そしてまた報告事項が5件ありますので、長時間になるかと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会、ご出席お疲れさまでございます。

本日の内容につきましては、新年度の予算が中心になるかと思えますけれども、議案が10件、その他報告案件が5件ということで、盛りだくさんでございますので、ひとつよろしく審議のほどお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申しあげます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、予算書のページ数を述べてから説明をしてください。新規事業及び前年度比較の中の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に8部提出をお願いいたします。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第 18 号 平成 29 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算の 1 ページをごらんください。

議案第 18 号 平成 29 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費補正になります。

1 行目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、庁舎管理事業、補正後総額 3,866 万 5,000 円、年度割、29 年度 1,546 万 6,000 円、30 年度 2,319 万 9,000 円。

5 ページになります。

第 3 表、繰越明許費になります。

1 行目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、額田コミュニティ広場整備事業 2,089 万 8,000 円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

一番下になります。

臨時財政対策債、補正後 7 億 6,570 万 6,000 円、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じになります。

9 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人 2,470 万円の減、2 目法人 2,800 万円。

1 款市税、2 項固定資産税、1 目固定資産税 3,000 万円。

1 款市税、4 項市たばこ税、1 目市たばこ税 1,400 万円。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税 1,500 万円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金 1,000 万円の減。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 5 億 7,808 万円。

10 ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、8 目教育使用料 24 万 3,000 円の減。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 243 万 9,000 円。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 470 万 1,000 円の減、4 目

土木費国庫補助金 5,492 万円の減。

14 款国庫支出金、3 項委託金、2 目民生費委託金 34 万 6,000 円の減。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 85 万 6,000 円。

次のページをお願いいたします。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 4,995 万円の減、4 目農林水産業費県補助金 300 万円の減。

18 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 7 億 3,391 万 9,000 円の減。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 1,196 万 6,000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、2 目過年度収入 212 万 2,000 円、4 目雑入 979 万 8,000 円。

21 款市債、2 項市債、1 目農林水産業債 1,130 万円の減、3 目商工債 1,420 万円の減。

12 ページをお願いいたします。

4 目土木債 1,350 万円の減、6 目教育債 180 万円の減、7 目臨時財政対策債 3,984 万 7,000 円の減。

13 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 35 万円、5 目財産管理費 545 万 4,000 円の減、6 目企画費 1,278 万 2,000 円の減、13 目財政調整基金費 447 万 7,000 円。

14 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費 166 万 3,000 円の減。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 590 万 1,000 円の減。

18 ページをお願いいたします。

中段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 705 万円の減。

21 ページをお願いいたします。

一番下になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 280 万円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 12 分)

再開 (午前 10 時 13 分)

委員長 それでは、再開します。

消防本部が出席しました。

議案第 13 号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

消防本部総務課長 おはようございます。消防本部総務課長の飛田でございます。外 7 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

消防本部予防課長 消防本部予防課です。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案書の 65 ページをごらんください。

議案第 13 号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公共団体の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権計画に基づき、原則として 3 年ごとに見直しが行われているところであり、平成 29 年度は見直し年度に該当し、地方公共団体の手数料の表示に関する政令の一部を改正する政令が平成 30 年 1 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、那珂市危険物規制事務手数料条例の危険物規制事務手数料を改正するものでございます。

次の 66 ページをお開きください。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

次の 67 ページをお開きください。

67 ページから 81 ページが改正条文でございます。

次の 82 ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次の 83 ページをお開きください。

83 ページから 87 ページが新旧対照表でございます。

次の 88 ページをお開きください。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、議案第 13 号の提案理由と同じでございます。

改正本文でございますが、改正条文、見出し等改正の概要の順にご説明いたします。

別表第 2 条関係、見出し等 2 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査、危険物施設設置許可手数料の改正 20 件でございます。内訳といたしまして、準特定屋外タンク貯蔵所許可 1 件、特定屋外タンク貯蔵所許可 8 件、浮き屋根式及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所許可 8 件、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所許可 3 件の改正でございます。

次に、見出し等 6、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査、危険物施設完成検査前検査手数料の改正 19 件でございます。内訳といたしまして、基礎・地盤検査 8 件、溶接部検査 8 件、岩盤タンク検査 3 件の改正でございます。

次に、見出し等 8、法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査、危険物施設保安検査手数料の改正 11 件でございます。内訳といたしまして、特定屋外タンク貯蔵所保安検査 8 件、岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所保安検査 3 件の改正でございます。

改正条例附則としまして、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日施行でございます。

最後に、内訳でご説明いたしました今回改正となります危険物施設については、当那珂市管内にはございません。

以上になります。よろしく願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 那珂市にはないということですがけれども、岩盤タンクというのはどんな内容のタンクなんですかね。

消防本部予防課長 お答えいたします。

岩盤タンクでございますが、地下水面下の岩盤に横穴を掘り、原油、灯油、軽油、重油を地中に貯蔵するタンクでございます。原油の備蓄方式の形態として、国家石油備蓄基地で採用されるタンクでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

笹島委員 これは簡単にいえばあれですか、先ほど言っていた備蓄地区云々の国家プロジェクト

トとなっている、そういうものであって、市中に出回っているガソリンスタンドとか何かというのは余り関係ないということですか。

消防本部予防課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（消防本部所管部分）を議題といたします。

歳出、8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、2 目非常備消防費、3 目消防施設費、4 目水防費について説明を求めます。

消防本部総務課長 議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、消防部分についてご説明いたします。

予算書 119 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 8 億 6,487 万 4,000 円、増額につきましては、人件費及び茨城消防指令センター負担金によるものでございます。

次に、123 ページをお開き願います。

2 目非常備消防費 3,480 万 4,000 円でございます。

次に、124 ページをお開き願います。

3 目消防施設費 7,597 万 1,000 円、増額につきましては、耐震性防火水槽設置及び火災調査車両購入によるものでございます。

次に、125 ページをごらんください。

4 目水防費 14 万円でございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 26 分）

再開（午前 10 時 27 分）

委員長 それでは、再開いたします。

総務課及び関係課が出席いたしました。

議案第 3 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長の川田でございます。外関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 12 ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議案第 3 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、17 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが概要でございます。

市で設置します委員会や審議会、協議会等の委員、いわゆる非常勤特別職と言われる方でございますけれども、それら特別職の報酬等につきましては、こちらの条例で定めているところでございます。このたび 3 つの委員会等で改正並びに追加をすることで、当該条例を改正するものでございます。

内容でございますけれども、まず 1 つ目ですけれども、国民健康保険法の改正によりまして、平成 30 年度から国保が県と市町村の共同運営になることに伴いまして、県に新たに国民健康保険運営協議会が設置されることから、従来、市で設置していました協議会の名称が同じになってしまうということで、市の協議会の名称を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」というふうに改めるというものでございます。

それから、次に 2 つ目ですけれども、こちらは追加になります。平成 30 年度から新たに男女共同参画プラン推進委員会、こちらを設置します。その委員につきましては、報酬、旅費を規定をするというものでございます。

それから 3 つ目ですけれども、こちらも追加になります。こちら平成 30 年度からですけれども、空き家等対策協議会を設置することから、報酬、旅費等について新たに規定を設けるというものでございます。こちらの案件につきましては、後ほど防災課の

ほうから説明がございます。

この条例につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

説明については以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 空き家対策の協議会の委員さん方ですけれども、これ委員長さんというのはいないんですか。

防災課長 委員長じゃなく会長という形で、会長は市長になります。

助川委員 会長は市長なの。市長が会長ね。そうすると、報酬はいくらになっているんですか、これ。

防災課長 市長は報酬がございませんので、外の委員の方の報酬になります。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 29 分)

再開 (午前 10 時 30 分)

委員長 再開いたします。

財政課の所管となります。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算 (財政課所管部分) を議題といたします。

一般会計、歳入、2 款地方譲与税から 11 款交通安全対策特別交付金までを説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外 3 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般会計当初予算の 14 ページをお願いいたします。

一番下になります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 7,750 万円。

次のページになります。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税 1 億 9,940 万円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 897 万 3,000 円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 2,694 万 7,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得交付金 2,738 万 9,000 円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 8 億 8,344 万 9,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 159 万 8,000 円。

16 ページをお願いいたします。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金 7,160 万円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 4,364 万円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税 32 億 20 万円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金 747 万 8,000 円。

以上でございます。

委員長 それでは、質疑ございませんか。

笹島委員 この 16 ページの地方交付税、前年度とこれ同じように 32 億というのは見込んで
いるんですか、何か理由、根拠は。

財政課長 平成 30 年度の予算につきましては、今までの決算の見込み額、それから需要額の
伸びを考慮いたしまして、前年度と同額といたしました。

以上でございます。

笹島委員 別に国からそういうふうな言葉をいただいているわけじゃない、確約いただい
てるわけじゃないよね。市のほうで見込んだあれですよ。何か根拠というのは。

財政課長 今回需要額で見込みましたのは、那珂市のほうで合併特例債等の公債費の伸びが顕
著でございますので、その分の考慮をしまして、交付税の伸びを換算して前年度と通年
との決算との比較で、前年度と同額といたしました。

以上でございます。

笹島委員 具体的にちょっと教えてくださいませんか。

財政課長 現在、那珂市は平成 16 年度に合併いたしまして、通常の起債とは、特別な合併特
例債の発行ができます。この合併特例債につきましては、交付税の算入率が高いという
ことも特徴がございまして、現在その合併特例債の事業に充てている事業が多いもので
すから、その借り入れの返済に需要額の伸びが多くなっていますので、増額と見込みま
した。

以上でございます。

笹島委員 合併特例債、前に借りたものが戻ってくるということですよ。そうすると、もう
これから見込めないわけでしょう、その合併特例債の当てにするもの、それに対しては。

財政課長 合併特例債は当初 10 年だったのですが、今、災害の対応としましてまた 10 年伸びまして、36 年まで借り入れることができます。

以上でございます。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、歳入、12 款分担金及び負担金から 13 款使用料及び手数料までを説明を求めます。

財政課長 12 款分担金及び負担金、1 項負担金、次のページ上段になります、2 億 7,194 万 8,000 円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、18 ページになります、1 億 3,881 万円。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料 3,263 万 1,000 円。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ続きまして、歳入、14 款国庫支出金から 15 款県支出金までの説明を求めます。

財政課長 14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、次のページになります、19 億 1,817 万 7,000 円。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、20 ページをお願いいたします、5 億 6,304 万 2,000 円。

14 款国庫支出金、3 項委託金 1,315 万 4,000 円。

15 款県支出金、1 項県負担金、次のページになります、8 億 3,605 万 3,000 円。

15 款県支出金、2 項県補助金、23 ページをお願いいたします、上段になります。4 億 8,254 万 2,000 円。

15 款県支出金、3 項委託金、24 ページをお願いいたします、上段になります。1 億 1,215 万 1,000 円。

以上でございます。

委員長 それでは、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ続きまして、歳入、16 款財産収入から 21 款市債までの説明を求めます。

財政課長 16 款財産収入、1 項財産運用収入 1,437 万 2,000 円。

16 款財産収入、2 項財産売り払い収入 4,000 円。

17 款寄附金、1 項寄附金、次のページになります、4,000 万 3,000 円。

18 款繰入金、1 項繰入金 17 億 1,920 万 2,000 円。

19 款繰越金、1 項繰越金 2 億 5,000 万円。

20 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 2,500 万 1,000 円。

26 ページをお願いいたします。

上段になります。

20 款諸収入、2 項市預金利子 2 万円。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入 1,518 万 2,000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、28 ページをお願いいたします、上段になります。3 億 5,952 万 2,000 円。

21 款市債、1 項市債 24 億 1,682 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 5 ページの上段のほうでふるさとづくり寄附金という、これは何ですか。

財政課長 ふるさとづくり寄附金は、市外の方から寄附という形で地方に縁のある方、またその市のところに納税という意味で寄附をする制度でございます。返礼品がございまして、那珂市の場合には、那珂市の特産品のほうを返礼品としてお返ししているところがございます。

以上でございます。

笹島委員 簡単にいえばふるさと納税のあれですね。

これはどうですか、上がりのほうはふえているんですか、下がっているんですか。

財政課長 現在のところ当初ふるさと納税の返礼品を始めましたのが平成 27 年度からなのですが、それ以降だんだん下火というか、額は少なくなってきております。

以上でございます。

笹島委員 それはあれですか、国のほうで、総務省かな、のほうで 4 割以上超えてはならないというお達しが出てからあれですか。今までは何割だか私知りませんが、それ以来ですか。

財政課長 確かに国のほうで高額な返礼とか換金性の高いものについてはやめるようにというような通達に来ておりまして、ですが、うちのほうとしましては、というよりは全体的にふるさと納税の伸びが、国で全体的に落ちぎみになっている中での那珂市の伸びも下がっているというような状態だと思います。

以上でございます。

笹島委員 じゃ、今度は伸ばすための創意工夫も考えなければいけない、何か考えているんですか、それは。

財政課長 当市といたしましても、特徴のあるような返礼品、または高額の方に対してはさらなる那珂市からのパンフレット、チラシとかそういうものも返礼と一緒に送るような形で、あとは記念品などもいろいろ考えて来年もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ続きまして、歳出に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費、5 目財産管理費、13 目財政調整基金費、14 目諸費について説明を求めます。

財政課長 36 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費 1,297 万 3,000 円。

次のページになります。

5 目財産管理費 1 億 3,408 万 2,000 円。

53 ページをお願いいたします。

中段になります。

13 目財政調整基金費 198 万 5,000 円。

14 目諸費、54 ページをお願いいたします。中段になります。

ふるさと寄附金、ふるさとのたより事業でございます。1,788 万 4,000 円。こちらが当課の所管するところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ 11 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 目利子、3 目公債諸費、12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金、3 項償還金、1 目償還金、13 款予備費について説明を求めます。

財政課長 167 ページをお願いいたします。

中段になります。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 17 億 538 万 8,000 円、2 目利子 1 億 2,573 万 5,000 円。

168 ページをお願いいたします。

3 目公債諸費 1,000 円。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費 3,000 円。

次のページになります。

12 款諸支出金、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金 1,000 円。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,000 円。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 2,000 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 167 ページのこの公債費なんだけれども、これはどこから借り入れているの、これ

国からかな、大体。

財政課長 国と民間の銀行から借りております。

笹島委員 これ利子が大体1億5,000万くらいか。国のほうは利子はどうなの、最近は高いの、低いの。

財政課長 現在、国のほうでは10年物で0.01%で貸し付けをしております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時46分)

委員長 再開します。

行財政改革推進室が出席いたしました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算(行財政改革推進室)が所管の部分を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明を求めます。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室でございます。室長の私、平松でございます、外に2名が出席してございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の39ページをお開き願いたいと思います。

款項目、予算額の順で説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億1,217万4,000円。

次のページ、40ページをお開き願います。

企画費のうち、行財政改革推進室が所管する事業は、右側の説明欄の丸印の上から2つ目、行政改革推進事業22万1,000円とその下、行政評価システム推進事業77万2,000円の2つの事業となっております。

行政改革推進事業は、行財政改革懇談会の委員の報償費が主なものでございます。また、行政評価システム推進事業は、施策評価、事務事業評価、外部評価、市民アンケート等に要する経費ということになってございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ次に、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明を求めます。

行財政改革推進室長 予算書の64ページをお開き願います。

下の段になります。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費1,123万4,000円です。こちらは職員人件費1,017万5,000円とその下の監査委員設置事業105万9,000円の2つの事業になってございます。こちらは監査委員事務局の職員人件費及び監査委員の報酬費が主な経費ということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時50分)

再開(午前10時51分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算(秘書広聴課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明を求めます。

秘書広聴課長 秘書広聴課、渡邊でございます。外4名の職員が出席しております。

それでは、内容を説明させていただきます。

予算書の34ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

2款総務費、1項総務管理費、2目の秘書広報広聴費でございます。本年度4,679万6,000円、これは前年に比較いたしまして1,602万6,000円増というふうになっております。この増の内容でございますけれども、36ページをお開きいただきたいと思っております。36ページの真ん中、中段下にあります情報発信力強化事業、この部分で1,400万円増というふうになっております。

まず1つ、広告料でラジオCM等の広告料が200万円増と、それから委託料のほうで地域情報誌発行業務というふうにあります。これが842万4,000円の増でございます。これは「るるぶ」の発行の費用でございます。

それから、その下のシティプロモーションの進行管理業務ということで336万5,000円がございます。これにつきましては、シティプロモーションを推進するに当たりまして、ディレクションと言いまして、ポスターとかパンフレットとかの表紙とか何かの部分の管理監督とか、あとは写真撮影の費用が336万5,000円ということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

助川委員 ただいまの説明の中の情報発信力強化事業の中で、地域情報誌の発行業務ということで 840 万からの金額が載っていますけれども、これ「るるぶ」ということですのでけれども、部数はどのぐらいの部数になるんですか。

秘書広聴課長 部数については一応 5 万部を予定しております。

助川委員 その配布は全戸配布になるのかな、市民の皆様方には。

秘書広聴課長 この配布先でございますけれども、平成 31 年に国体が開催されます。それに活用できるようにということで、基本的に各戸配布は考えておりません。国体での配布であるとか、各種イベント等での配布ということで、市外の人に那珂市の情報を発信するというかお知らせするというので考えておりますので、そういうイベントとか国体とか、そういう部分でいろんなところに置きまして、那珂市のお店とか観光名所とかを PR するというふうに考えております。

助川委員 そうしますと、PR に関しては、市外の方々への PR ということで、市民の皆さんが見られる場所というのは、公共の施設等には置く予定なのかな。

秘書広聴課長 市内の公共施設等にもある程度は置きまして、市内の方にも一応認識してもらおうというか、知ってもらうということも必要だと思いますので、そういう部分も配布はしていきたいと思います。

助川委員 市内の方々が見られて、こういった部分が足らなかったんじゃないかというようなご意見等もある可能性もあると思うんで、その辺のところをご配慮いただきたいと思います。

以上です。

笹島委員 今の「るるぶ」の話、続きなんですけれども、あれね、書店で売っているよね。販売しないの。

秘書広聴課長 書店で売っておりますのは、「るるぶ」が直接いろんな業者等を集めまして、そこから広告料をもらって販売しているものでございまして、今回うちのほうで発行する「るるぶ」につきましては、そういった広告は全然一切ございませんので、市内の情報を盛り込みまして発行するということの経費でございます。

笹島委員 そうすると、今言っていた、無料だから、市内の人よりも市外の人ということは、首都圏とか何かのほうに、どういう形でこれお配りしていくの。

秘書広聴課長 配布につきましては、基本的に考えているのが来年国体があるということもありまして、国体に来た方に対しまして、那珂市にこういうものがありますよというのを PR しまして、那珂市の観光資源だとか経済効果のために還流人口というんですか、そういうことで那珂市に人を呼び込む。あとは、市外にイベントとかあった場合に、那珂市のことを売り込むためにそこに置いて PR をしていくということで。書店に置いたりとかそういうことの想定ではないものでございます。

笹島委員 それどこでもやっているよね、各市町村。常陸大宮市でもやっていたかな、そうい

うね、ちょっと薄めのものでね。今ちょっとそれがブームになっているということで、それに乗ったということですよ。わかりました。

委員長 その外ございませんか。

綿引委員 市長交際費 100 万、それから県市長会 98 万 3,000 円、全国市長会 35 万 7,000 円、これについてちょっともう少し具体的に教えてください。

委員長 委員、ページ数を。

綿引委員 ごめんなさい、34 ページです。

委員長 じゃ、もう一度。

綿引委員 市長交際費 100 万、県市長会 98 万 3,000 円、全国市長会 35 万 7,000 円、これについてもう少し具体的に教えてください。

秘書広聴課長 まず、市長の交際費でございますけれども、こちらにつきましては、慶弔であるとか会費であるとか、賛助とかお祭りであるとか、そういう場合に市長が持つていくような経費を市長交際費として使用するためにとっている予算でございます。ある程度、市長交際費も支出基準がございますので、それにのっとった形で使っているものでございます。100 万はとっておりますけれども、例年ですと 70 万前後の支出が毎年ございます。

それから、県の市長会の 98 万 3,000 円でございますけれども、これは茨城県の市長会というのがございまして、県内の市長が全部加入しているものでございまして、そちらの負担金というふうになります。この負担金の使用の内容につきましては、各種会合であるとか研修会であるとか、基本的にそういうものに使われるものでございます。

それから、全国市長会の 35 万 7,000 円でございますけれども、これも全国市長会というような団体がございまして、これは国内の全市が加入しているものでございまして、年に 1 回、総会が東京でございまして、その外フォーラムであるとか研修会であるとか、さまざまな会議等が開催されております。

また、全国市長会のほうでは、さまざま国等の情報とか何かを集めまして、それらについて会報であるとか、広報であるとかというのを各市のほうに毎月週報という形でいただいております。そのような負担金でございます。

委員長 よろしいですか。

その外。

君嶋委員 35 ページの法律相談事業費ということで、116 万円を計上されています。これ多分、弁護士さんの費用かなと思うんですけども、年間何件ぐらいの相談を受けているのかと、月何回こちらに見えて相談を受けるのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思えます。

秘書広聴課長 この費用は、116 万ですね。この半分が基本的に那珂市の顧問弁護士の費用としてお支払いしています。残りの半分が毎月法律相談というのを開催しておりまして、

そこに月1回の月と2回の月がございまして、そのときの弁護士さんの費用でございます。これが大体60万程度、50万から60万程度でございます。

件数につきましては、平成29年度でございますけれども、まだこれ2月末ぐらいの現在で171件ございます。

以上でございます。

君嶋委員 そうすると、半分はもう顧問料というか、言葉を変えれば、もう仕事をしてもしなくても、もうその分は払いますよという形になっちゃうんですね、基本的にね。そうすると、あと半分がもうその報酬的なものという。その中で、去年で171件の相談、29年度は。了解しました。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。退出をお願いします。

それでは、午前11時10分再開いたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時13分）

委員長 それでは、再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

政策企画課長 政策企画課でございます。私、課長の大森外関係職員が出席しております。よろしく願いいたします。

では、着座のまま失礼いたします。

議案書の112ページになります。ちょっとわかりにくいんですが、水道事業の予算書の次になります。

よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、那珂市と水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において、公の施設の広域利用について協議をするため、議会の議決を求めるものとする。

平成30年3月5日提出。

提案理由でございます。

こちらの広域利用につきましては、県央地域9市町村において協定を締結し、現在も実施しているところでございますけれども、このたび対象施設の追加、削除及び名称変更

がありました。それに伴い、改めて協定を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

120 ページをお開きください。

こちらのページの2、内容をごらんください。

まず、追加する施設でございます。「ひたちなか市六ツ野スポーツの森公園」。

次に、削除する施設でございます。同じく「ひたちなか市六ツ野公園」、こちらは移転に伴う変更でございます。

続いて、名称を変更する施設、小美玉市になります。「小美玉市小川B&G海洋センター」を名称が「小美玉市小川海洋センター」に変更、同じく「小美玉市玉里B&G海洋センター」を「小美玉市玉里海洋センター」に変更、こちらが変更内容でございます。

締結日は平成30年3月30日を予定してございます。

説明は以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これはあれですか、各市町村の市民が最優先になるのかな、その予約とか何かとか、1点と、それから、この那珂市のほうは入ってくる人が多いのか、那珂市民がよそに行って使うあれが多いのか、ちょっとそれはアバウトでいいですけども。

政策企画課長 まず、こちらは広域市町村圏にお住いの方は、その当該市町村にお住いの方と同じ条件で利用できるという趣旨の広域利用でございます。また、利用者、那珂市が外で利用している人と、那珂市外から那珂市を利用している人の比較がどうかという話でございますけれども、絶対的な数字というのは把握してございませんが、例えば総合公園などというのは、この広域圏からの利用者が多いということは、話としては聞いております。

以上でございます。

笹島委員 こちらから利用するというのはどうですか、何か聞いていないですか、それは。

政策企画課長 近隣で言いますと、一番は水戸市の施設を利用している那珂市民が多いということは聞いております。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 33 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算(政策企画課所管部分)を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費について説明を求めます。

政策企画課長 それでは、平成 30 年度の一般会計予算、政策企画課分についてご説明いたします。

予算書の 39 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、予算額 3 億 1,217 万 4,000 円。

このうち、40 ページになります。中段になります。先ほど行革推進室が説明しました行政改革推進事業、行政評価システム推進事業、これら 2 つの事業以外が政策企画課所管でございます。

それでは、また 39 ページにお戻りください。

主な事業についてご説明いたします。

業務系システム管理事業 8,894 万 2,000 円。住民の情報管理や窓口サービスを担う基幹業務系システムの維持管理経費になります。

40 ページになります。

一番下の事業になります。

情報系システム管理事業 1 億 1,623 万 7,000 円。職員間や施設間を結び、内部事務を担う情報系システムの維持管理経費となります。

次のページになります。

コミュニティバス運行事業 1,329 万 7,000 円。コミュニティバス、いわゆるひまわりバスになりますが、こちらの運行補償料が主な経費となります。

42 ページになります。

デマンド交通運行事業 1,925 万 6,000 円。ひまわりタクシーの運行補償料が主な経費となります。

まち・ひと・しごと情報発信事業 703 万 8,000 円。高速バスのラッピング広告やポータルサイトの運営委託料が主な経費となります。

次のページになります。

いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 1,800 万円。子育て世代が住居を新築した際に補助するものでございます。

高齢者等運転免許自主返納支援実証事業 110 万円。今年 1 月から開始しました免許返

納者にひまわりバス・タクシーの利用割引券を支給するものでございます。

空き家バンクリフォーム助成事業 200 万円。平成 30 年度から開始する事業でございますが、空き家バンク登録物件をリフォーム、または家財処分をする経費の一部を補助するものでございます。

44 ページになります。

ライフデザイン形成支援事業 216 万円。市内に通学している中学 2 年生を対象に将来の人生設計に必要なお金の話や子育ての話などを学ぶ事業となっております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑はございませんか。

笹島委員 40 ページの情報系システム管理事業ですか、これは窓口とか何かの今使っているあれですか。それとも、全庁的な。

政策企画課長 窓口の諸証明発行等に使っているシステムは情報系ではなくて業務系というほうの事業になります。

笹島委員 業務系が 880 万のほう、これは業務系、窓口のほうかな。

政策企画課長 業務系は 8,894 万 2,000 円になります。こちらが窓口等で使っているシステムになります。

笹島委員 これが窓口ね。庁舎内のあれが情報系 1 億 1,000……

政策企画課長 そのとおりでございます。

笹島委員 これはあれですか、200 ぐらいあるけれども、入札しながらやっているんですか、これは。

政策企画課長 T K C でございますけれども、毎年ではございませんけれども、切りかえ時期には必ず入札を行っております。

笹島委員 どうですか、これ業務系だから、なかなか会社が変わっちゃうとシステムが変わるとか云々ということで、毎回、やはりその今言っていた栃木なんとかとそれからもう一つありましたよね。それを交互にやっている、そんな感じでやっているんですか、これは。

政策企画課長 交互にという決まり事ではございませんで、契約の切りかえ、更新時期に入札を行っております。当然 T K C じゃないところが変わるという選択肢も全く排除はしないで、その更新の時期には検討することとはしておりますけれども、現時点ではもうかなりの期間、長きにわたって T K C を継続して採択している状況ではございます。

笹島委員 外のあれ、どこでしたか、富士通とか N E C とかそういう系統もありますよね。そういう系統を使うというのはやっていないんですか。多分、2 つ、こう 2 種類に分かれているような気がするんですけどもね。

政策企画課長 種類に分かれ、ただ、こういった業務系システム等々のシステムを取り扱う業者というのは、これはたくさんあると思います。ただ、更新の時期にはそういうことも

含めて、現行のTKCのシステムが那珂市に一番ふさわしい、合っている状況になっているのかどうかということも含めて検証しながら、更新の時期には検討していくということとしてございます。

笹島委員 大方茨城県は、TKCかな、それが使っていると思うんですけども、中には、今言っていた富士通とかNEC系統があったような気がしたんですけども。ちょっとごめんなさい、私も定かじゃないんで。

政策企画課長 TKCは、逆に県内では少数派でございます。

笹島委員 大方使っているのはどこですか、そうすると県内では。

政策企画課長 一番多いのは茨城計算センターになりますね。

笹島委員 一番古い老舗のほうですよ、それがね。それがほとんど七、八割占めているのかな。

政策企画課長 正確にはつかんでございませぬけれども、かなりの割合は茨城計算センターということでございます。

助川委員 コミュニティバス運行事業なんですけれども、これ始められてから何年になるんですか。

政策企画課長 平成10年前後ということで、曖昧で申しわけありませんが。

助川委員 そうしますと、20年近くになるだけども、これ傾向としてどうなんですかね、昼間見ると、乗っている方が少ない感じがするんですけども。便数を見ても12便で、菅谷、五台循環コースが右回り、左回りで7便、それからしどり、総合公園が5便、右回り、左回りでしたか。12便で1日平均29.2人、事業説明のほうにそういうふうに乗っていますけれども、平成29年12月末現在なんですけれども。そうすると、1便に2人ぐらいの平均の人数に換算されるだけども、傾向としてどうなんですかね、始められたところからの利用者の状況は。

政策企画課長 全体的には減少傾向ということで、数字で申しあげますと、平成27年度が月平均1,035人、平成28年度が月平均867人、平成29年度は2月末現在ですけども、781人ということで、年々減少しているという状況でございます。

助川委員 ただ、これ予算としては運行事業費は1,400万近くは、毎年これずつととっている形なんでしょうけれども、これ減少傾向であっても便数はこれ以上削減というわけにはいかないでしょう、これね。

政策企画課長 現行でいうと、コースが2コースに限定させていただいて、また、便数もこのような便数で運行させていただいているという状況で、なかなかこれ以上縮小するという話というのは、ストレートに利用者のさらなる減に結びついてしまうのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

助川委員 乗車料金はワンコインの形でしょうけれども、これ小学生以下、障がい者、介助人などは無料なんですけれども、これ比率的にはどのぐらいの比率になっているんですか、

こういう方々は。無料の方々というのは。おおよそで結構です。

政策企画課長 平成 28 年度実績でいいますと、無料利用者が 3,291 人、有料が 5,798 人と、回数券利用 1,312 人ですので、割合的には 3 割が無料、31.6%が無料利用者です。

助川委員 あわせてコミュニティバスが運行されていない地域はデマンド交通ということで、利用されている方があるわけですがけれども、こちらやはり今年度予算 1,900 万余り予算計上になっているわけですがけれども、こちらのほうの傾向はそんなに年月はたっておらないと思うんですが、傾向としてはどうなんですかね。

政策企画課長 こちらは大きな傾向としては増加傾向にあると、登録者も利用人数もという状況でございます。

助川委員 これ全てをデマンド交通で賄うというような方向性は、市のほうとしてはどうなんですか、これ、考えられないですか。

政策企画課長 実は、来年度がその公共交通体系等を見直す時期に来ております。このひまわりバスをどうするか、ひまわりタクシーをどうするかということを含めて、総合的に運行体系等も含めて見直しをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

助川委員 来年度というのは平成 31 年度ですか。

政策企画課長 平成 30 年度でございます。

(「4 月から」と呼ぶ声あり)

政策企画課長 平成 31 年 4 月から、公共交通連携計画の期間が平成 30 年度末で一旦切れます。その計画の見直しの時期が平成 30 年度に来ているものですから、その見直しはイコールそういった運行体系等々の見直しを含むということでございます。

助川委員 見直しをするにしても、今年度からというわけにいかないね、当然ね。次年度からになるわけですよ。

政策企画課長 そのとおりでございます。

助川委員 果たしてね、この人数の減少傾向の事業に関しては、勇断を、決断をいただいて、あわせた形の方向性を検討すべき時期に入っているんじゃないかと私は思うんですが、執行部のほうでどういうふうに考えているんですかね、これ。

政策企画課長 見直すに当たっては、このバスのほうの廃止というのも選択肢から排除しないで、見直しをしていこうと考えております。

君嶋委員 43 ページ、いいなか暮らし促進事業、2 点お伺いしたいんですが、その中で、移住体験ツアー運営とお試し住居用住宅管理という 2 つ、事業が入っていると思うんですね。その中の移住体験ツアーというのはどのようにこの体験者を集めるのか、どこの方を対象にしているのかということをお聞きしたいと思います。

政策企画課長 基本的には、やり方としましては、旅行会社と委託契約を結びまして、旅行会社が募集も含めてやっていただいております。対象としては、県南から首都圏というエリア設定をしまして、そちらから募集をさせていただいて、応募者に那珂市に来てもら

って、那珂市のいいところを見てもらうというやり方になります。

君嶋委員 年何回ぐらい予定する計画ですか。

政策企画課長 2回を予定してございます。

君嶋委員 そうすると時期的には、春とか夏とか、その辺までちょっとお聞きしたいと思えますけれども。

政策企画課長 例えば平成 29 年の例でいうと、八重桜まつりの実施期間中に実施したりとかしておりましたけれども、来年度の実施時期はいつがいいかという話というのは、これから再度検討していきたいと考えております。

君嶋委員 平成 29 年度、桜まつりの時期にということですが、何件かあったんですか、その体験のツアーの方は。

政策企画課長 その時期のモニターツアーは 36 名の参加者がございました。

君嶋委員 できれば、やはりイベント等を行うときに那珂市のよさを知ってもらおうとか、そういう時期にツアーを組んでいただければ、ですから、ひまわりフェスティバルとか、そういうときにヒマワリを見てもらおうとか、そういうのも自然のよさを兼ねて実施していただければと思います。

じゃ、次にお試し居住用住宅管理、これは何件ぐらい住宅をお借りしているのか。

政策企画課長 基本 1 戸建てを予定しておりますけれども、1 軒、市として確保しまして、こちらにお試し居住をしていただく方、これも首都圏になると思えますけれども、募集をしまして、1 週間とか 1 カ月とか一定期間住んで、那珂市における生活を体験してもらおうという事業でございます。

君嶋委員 そうすると、それがこの借り上げ料、家のね。その料金になるということで、1 軒を、1 戸建ての家を借りて、そこにもう生活できるような状態でお借りするということですね。

政策企画課長 そのとおりでございます。

君嶋委員 できればね、笠間市で行っているようなちょっと何件か、農園があったりとか、そういう場所の近くにそういう借り上げしているとか、その施設があればいいのかなと思うんですよね。ただ 1 軒ぼつんとあるだけではなくて、笠間市のあそこみたいに体験してもらったり、そういう生活をしてもらえるような場所ならいいんですが、その場所というのはどこあたりを借りているんですか。

政策企画課長 場所としましては、当然、那珂市は第 2 次総合計画などでも那珂市の魅力というのは住みよさだということを内外にアピールしておりますので、住みよいところというふうに考えますと、市街化区域になってくるのかなという考えでございましてけれども、そういったところを選定したとしても、お試し居住していただく期間内にどういったことを体験してもらおうかという工夫というのはしてまいりたいと考えております。

君嶋委員 そうですね。市街化区域の中で住みやすいランキングといたら、お店も整って

います、病院もありますから、都心の方はどこでも同じような感じですから、逆にそこに借りていただいても、そこから近くのところでいろんな体験ができるような場所にして、そういうことをPRしていただければと思いますけれども、お願いします。

政策企画課長 ありがとうございます。そういったことも含めて企画内容を検討してまいりますと考えております。

君嶋委員 よろしく申し上げます。

副委員長 さっきのデマンド交通にまた戻っちゃうんだけれども、デマンドタクシーで対象者、対象の方ね、これが那珂市に居住の方になっているわけですよね。例えばここでタクシーを使いたい方がいます。この人、付き添いがないとだめよというときに、市外から、娘さんなり息子さんが市外に住んでいて、その方が同乗するというときに、それができないんだという声があるんだよね。この辺を少し考えていただきたいという要望がありますんで、その辺どう考えていますかね。

政策企画課長 その辺の要望は私どものほうにも届いております。介添えとして同乗する方については、那珂市に居住という要件を外すということで見直しをしております。

副委員長 よろしく申し上げます。

委員長 その外。

笹島委員 その前のコミュニティバスに戻るんですけども、これは広域化というのは各市町村で考えていないのかな。例えば水戸市のバスがこちらまでとか、こちらのものは向こうと、相互乗り入れということは。那珂市民のほうも今言っていた水郡線もあるけれども、なかなかそれへの、駅まで遠いとか、時間があれとかいった、ひたちなか市の方面とかですね、病院とかショッピングセンターとか、市町村でそういうことも考えているところ、実施しているところは私わかりませんが、広域化ですか、近隣のね。それはどういうふうになっているのかな。

政策企画課長 実際、今、当市におきましては、デマンドのタクシーのほうですね、こちらのほうの水戸市乗り入れについて検討を進めておりますので、タクシーのほうは広域化についての検討を具体的に進めておりますが、バスのほうはそういった検討は進めておりませんし、なかなか例的にも、単独の市町村が運行しているバスを相互で乗り入れるということを検討しているという情報は、現時点ではつかんでおりません。

委員長 いいですか。

ちょっと私から1つ、せんだってですが、去年かな、ちょっと申し入れをしたんですが、デマンド交通のほうで、結局予約時間をして、例えば何時に迎えに来てくれというときに1時間くらいおくらせてしまうという話をしたことがあると思うんですが、どうにかその中で、やっぱりなかなか忙しくてタクシー屋さんがとてもとてもだめなんだよと、こうタクシーの運転手が言うらしいんですよね。その辺を、1時間というのだと結構年寄りの方も、どこで待っていたとしても長いんですよね。30分くらいまでならどうにか我慢

できるかもしれない。それでも、やっぱり予定より遅くなると、誰でもいらいらしますし。その辺はどういう形で取り組んでいくのかちょっとお伺いしたいんですが。

政策企画課長 まず、登録するとき、していただくときというのは、そういった説明はさせてもらっています。乗り合いなので、例えば9時便に乗りたいといったときに、9時に事務所を出発するので、そこから、何人か拾うこともあり得ますので、9時に着くということではございませんよということでご理解はいただいております。そうはいつでもなかなか何人も乗り合せていって、最後の順番になったとしても、確かに1時間もおくれるという想定はなかなかしにくいと思いますし、こちらでもそこまでおくれるということは想定してございません。何かの事故がない限りはそこまでおくれることはないと思っておりますけれども、そういった苦情というのは年に何回か寄せられております。

その都度、タクシー事業者にそういったことがないようにということをお願いして、速やかに拾っていただく、その人その人の場所に移動していただくようにお願いしているんですが、そうはいつでもなかなか高齢者が多いということもありまして、時間に到着しても、例えばその場所に行って、その人を探すのに手間どるとか、そういった人が乗り合いで2人、3人いたりしてしまうと、何十分かおくれるということはあるということは、なかなかそれはしようがないことですよというふうに断定してしまうのは、利用者にとっては申しわけない話でありますけれども、そういうふうな趣旨の制度なので、おくれることというのはご理解いただけませんかという話で、丁寧に説明はさせていただいているところでございます。

委員長 送るんじゃないくて、迎えがおくれるという話が多いんですよ。だから、それはやっぱり今、課長が言ったようにいろんな方もいるでしょうし、高齢者の方もいるでしょうし、あるでしょうけれども、その辺、運営しているタクシー屋さん、2社でしたか、よくお話ししていただいて、ある程度の時間の範囲で、予定時間近くに、大体30分、最低でも以内くらいに迎えにいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

その外ございませんか。

助川委員 高齢者等の運転免許自主返納の事業なんですけれども、中心の地域の公共交通とか何だろう、コミュニティバスとかを利用できない、していない、デマンド交通頼りのところ等その格差ですね。その辺の傾向を捉えていられるか、このところ平成25年から3割ぐらいずつアップしてきているようですけれども、自主返納者が。その辺の傾向はどうですかね。各地区の返納者の人数とか、ばらつきがあるのかどうか。

政策企画課長 返納者の数字というのは那珂警察署がつかんでいるデータでございます。そのトータル数というのはお伺いをして把握をしておりますが、こちら地区別の返納者数というのは、申しわけございませんけれども、持ち合せてございません。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

助川委員 ちょっと今の件で。返納するときにこちらに来られるんでしょう、ひまわりタクシーの利用券なんかをいただきに。その時点でわかるんじゃないか、返納したときに。1回限りだけれども。

政策企画課長 返納者数というのは那珂警察署でつかんでおりますが、返納した後に、この事業の支援を受けるという登録をしに来るとい話というのは、当然うちが窓口でございますので、うちで把握をしてございます。ちょっと待ってください。

現在、正確に地区別の数字は把握してございませんけれども、戸多地区や木崎地区等との循環バス等々が走っていない地区のほうが多い状況にはございます。

返納ではなくて、返納したすえにうちの支援制度を申請した件数です。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 なければ次に、2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明を求めます。

政策企画課長 予算書の62ページをお開きください。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費 548万3,000円。こちらは職員人件費等となっております。同じく2目各種統計調査費 380万2,000円。平成30年度に行う各種統計調査に要する経費となっております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明を求めます。

政策企画課長 ページは104ページになります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費のうち、上から3つ目の事業です、企業立地促進事業が政策企画課所管となります。

こちらの事業費が48万7,000円で、企業誘致に必要な職員の旅費や協議会等への負担金が主な経費となっております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

助川委員 これ企業立地推進協議会の委員さん方というのは何名おられるんですか。どういう方がなられているんですか。

政策企画課長 申しわけございません、県内の企業がたくさん加盟しておりますので、かなり多くの企業、団体が加入していると思われませんが、数字はこの場には持ち合せておりません。申しわけありません。

助川委員 那珂市の方は何名というのはわからないですか。

政策企画課長 申しわけございません。

委員長 よろしいですか。

後で助川委員のあれは、後で報告を、わかればしてあげてください。

政策企画課長 わかりました。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 38 分)

再開 (午前 11 時 49 分)

委員長 再開します。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 財政課も同席をさせていただいております。

それでは、説明いたします。

常任委員会資料の 1 ページになります。

売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物について。

この件につきましては、敷地内を試掘したところ、地中からコンクリートガラ等が発見されたということで、こちらまでを前回の常任委員会で報告をさせていただいておりますが、その後、建築工事の支障となる部分、特別養護老人ホームの底地部分ということになります。その部分の埋設物の撤去工事を市が行いました。この撤去工事により、建築等へのスケジュールへの影響は回避されましたが、本来出るはずのないコンクリートガラ等が見つかったことについて、市は今後原因の究明を進めるとともに、買い主への誠実な対応に努めてまいりたいと考えております。

1 番の経過でございますが、平成 30 年 1 月 12 日、秋山工務店と埋設物撤去の契約を締結しております。秋山工務店は、特別養護老人ホームの施工業者でございます。こちら特別養護老人ホーム建設の底地部分について、深度 1 メートルまでの撤去工事を市発注工事として行うこととしたものでございます。こちらは特別養護老人ホームの施工に支障がないようにという配慮でございます。

平成 30 年 1 月 29 日、撤去工事が完了し、現場の状況を確認してございます。

2 番の撤去工事に要した費用及び期間でございます。費用につきましては 286 万 2,000 円で、こちら運搬と処分費用とは別途で約 50 万円とありますが、この金額は確定しております。運搬処分費につきましては、積み込み運搬費用が 14 万 400 円、処分が 5 万 1,856 円でございます。全ての経費を合計しますと 305 万 4,256 円の経費がかかったとい

うこととございます。

工期は平成 30 年 1 月 13 日から 29 日の 17 日間、(3) の撤去したガラ等の種類及び数量は、コンクリート、アスファルトのガラは 25 トン程度とありますが、処分をいたしましたので、確定した処分量が 32.01 トンでございます。また、鉄筋やパイプ等の鉄くず、また松ぐい等、そういったものも数キロ程度排出されてございます。

米印にありますけれども、今回除去した埋設物の大半は、コンクリートやアスファルトのガラであることを鑑みれば、工場、つまり旧日本サーボを解体撤去した際、この解体撤去工事というのは旧瓜連町が実施してございますが、平成 15 年度でございます。この残骸であるということが推測されますが、あくまでも推測でございます。また、松ぐい等の一部というのは、サーボ等の建設時にはこういったものを使っているというのは想定しにくいということで、もしかすると旧瓜連小学校を撤去した際の残骸の可能性もあるということとございます。

また、市が発注した特養の底地部分とは別な場所で秋山工務店が掘削した場所がございました。そこからは小学校の記念碑の土台が見つかりましたので、それもあわせて処分をしたところでございます。

その辺の見つかった部分については、裏のページの写真に掲載をしております。今説明した記念碑の土台と思われるものは、写真 4 枚のうちの右の下の部分でございます。

また、一番下の見取り図がありますが、この赤色の枠組みの部分というのが特別養護老人ホームの底地部分ということで、今回掘削をした部分になります。

大きな 3 番の今後の対応ということで、読みあげます。

市が設定した土地の売却価格は、不動産鑑定に基づいて設定したものでございます。しかしながら、この不動産鑑定において、地中に相当程度の埋設物があるという状況を鑑みれば、鑑定に際してはそういったものがないという条件で鑑定をしております。ですので、売却額が正しい鑑定のもとで鑑定した価格ではないという状況にございます。買い主側からも減額が妥当ではないかというような指摘も受けているところでございます。

このことについて、市は弁護士や不動産鑑定士と協議を進めているところです。また、小学校や工場の解体撤去時の状況並びに市の管理状況について、事実関係の確認を現在進めているところでございますけれども、当時の解体工事関係者への事情聴取では、工事は適正に行ったと考えているというようなことを確認しております。今後も引き続き事実確認と原因究明を進め、弁護士にも相談をしながら関係者への求償、売却価格の減額等々も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、今回は中間報告ということで報告をさせていただきます。

説明は以上です。

委員長 ご意見、または質疑ございませんか。

笹島委員 最後に売却価格の検討も進めているというのと、不動産鑑定士が鑑定したのはあくまでも地中に何も無いということを前提でいって、それで契約はその契約をしたわけであって、先方からは減額してくれという話があるんですか、それは。

政策企画課長 そのとおりでございます。減額をするべきではないかという指摘を受けております。

笹島委員 じゃ、具体的な数字とか、そういうものも示してきているのかな。

政策企画課長 数字は全く示されてございません。

笹島委員 非常にそれ難しいですよ。誠意を見せろという意味ですか、それは。どの程度の、わからないんですけども。非常に相手の意思がどのくらいで、どのくらいの希望価格で云々というところが具体的にしていけないと、むやみやたらに乗ってしまうという、だからここも限度があるわけですよ。どのようにそれをちょっと進めていくのかな。

政策企画課長 まずは、当然今回、特養の底地部分というのは工事に支障がないところを除去をしましたので問題ないと思われまして。それ以外の部分でどれくらい埋まっているのか埋まっていないのかという部分については、これはある程度検証が必要ではないかと。その検証結果を踏まえて、どの程度のエリアに埋まっているのかという面積等々をはじき出した上で、今回の撤去に要した経費というのが参考になるんだと思われまして。そういったものを参考にしながら、また、不動産鑑定士さん等々とも相談をしながら妥当な減額金額、つまり本来の意味でのこの土地の正しい金額というのはいくらなのかというのを積算し直した上で、その金額を提示しながら交渉していくというようなやり方になるのかなというふうに思っているところでございます。

助川委員 これ表面土から深度1メートルまでの撤去工事ということをやったわけですけども、そういった形でこれ全ての土地をやった場合に、後からまた出てくる可能性もゼロではないですよ。そういったときに、またさらに問題が拡大していくという懸念はあるでしょう、これ。

政策企画課長 それは1メートルよりも深いところという意味でしょうか。

助川委員 そうです。

政策企画課長 これは、この撤去工事を発注した際にも業者には言っておりまして、1メートルという発注でございました。1メートル付近に見つかった場合は、それ以上に掘ってくださいという話もしてありましたが、現実的にはそういったことは支障はなかったと。つまり出てきたのは1メートルの深さ以内のところから出てきたので、撤去をしきれたという判断を業者にもしていただいたので、これでその底地部分については撤去が完了したという解釈でございます。

助川委員 工事業者さんは、これ建築物を建設するのに1メートルまでで支障はないということで了解をもらえるの、これ。

政策企画課長 撤去工事をしたのが特養の建物の施工業者と同じ業者ですから、その業者と相

談をしながらこの撤去を行ったと。そして、この状態でもう施工には問題ありませんよというお言葉をいただいたということでございます。

助川委員 建設に当たっての技術的な問題をそこまでやれば支障がないというようなことで判断をされている場合には、これでいいのかなという感じはするんだけど、ただ、おいでいただける方、特養さんのほうでそれ以外に支障が、不安視とかその辺のところを感じないで受け入れていただけるというふうな感触はどうなんですか。

政策企画課長 実はもう柱状ぐいという形状の工法でくいを施工するんですけども、その工事というのはもう行っております。経過観察も、状況を見に行ったりもしています。つまり1メートルよりも深いところまで、そういった工法をやりますので、状況はどうですかねという話を聞いたところ、全く問題はありませんですよということを聞いておりますので、こちらとしてはほっとしているという状況でございます。

助川委員 誠慈会さんでその土地の減額に値するというような理由づけは、何からそういうことを言ってきているわけなんですか。

政策企画課長 つまり今回購入しました1億800万程度の土地代、これは三者合計ですけども、この金額の積算というのが、当然地下にこういった埋設物がない前提であったということを鑑みれば、この価格は、こういった現状がもうわかったわけですから、適正な価格ではなかったのではないですかということが根拠でございます。

助川委員 それを適正な土地として戻したと、この埋設物を発掘して処分をしたんでということでご理解はいただけないの。

政策企画課長 特養の底地だけこの措置をしたということで、当然購入してもらった土地というのはそれ以外の土地もあります。同様の状態に外の土地もあるというのが推測できますよねということでの土地の減額が必要ですよというご指摘でございます。

助川委員 そうすると、そう言ってこられている部分への解決というのは、市のほうではどういうふうにこれから進めていくつもりなんですか。

政策企画課長 外の土地につきましても、一定規模のサウンディング調査と言いますけれども、試掘的なことをさせてもらって、どういったところにあるのかなのかという確認作業はしなければならぬと考えております。それで、要するにこういった同じような状況で埋設物があるエリアというのを、ある程度特定させていただいて、その面積によって金額等々の減額のほうをはじき出すという作業が必要なのかなというふうに考えております。

また、この調査をするに当たっては、現行の今行っている工事に支障がない時期に見合せてしなければならないということがありますので、調査が全て完了するのがもしかするとあと1年近くの期間を要するのかなというように感じを持っているところでございます。

助川委員 埋設物、外の利用される土地全体をやるとなるとどのくらいの金額がかかるんです

か、これ。

政策企画課長 これはどういう工法でやるとか、例えばどういうエリアでやるとか、あとはどう
いう間隔でやるのかというのを決めていかないと、なかなか積算は難しいですけど
も、こちらもおそらくは何百万なのか 1,000 万を超すのかという話でのかなりの事業費
を要するのではないかとこのように考えているところでございます。

助川委員 その辺の問題が発見できた場合には、市のほうで全てそれをクリアさせてあげれば
減額にしてくれということには値しないんじゃないの、向こう側が言うてる。

政策企画課長 今回の特別養護老人ホームの底地のように全エリア全てとりきってしまうとい
うような工法では考えておりません。というのは、外の 2 つの施設というのは、ある種
の 2 階建てという構造物ではないということを考えれば、全て同じようなことをやって
しまいますと、地盤が建設工事に影響してしまうと。つまり地盤を安定させるために一
定の期間、1メートルも掘ってしまうと、要するという状況もございまして、そうい
うことまでは、工期に影響を及ぼすということではできないという状況を当然買い主なん
かも言われていますし、こちら側もそういうことで把握しているところでございまして
で、同じように全てとりきってしまうという工法はとれないと。ですので、一定間隔を
置いて調査をして、それでエリアを推測して計算をするという方法しかとれないという
ふうに考えているところでございます。

助川委員 そうすると、市のほうの進め方としては、再度そういう問題が発覚した場合には、
市のほうで責任を持ってその負担を持つというようなことも想定に入れなくちゃならな
いということかな。

政策企画課長 減額する金額につきましては、当然その調査をもって面積を特定して、面積に
何がしかの経費の掛け算をして、土地の価値、本来の価値というのをはじき直すと。そ
の差額というのが市が土地代を減額する金額の根拠になってくると。それで買い手側が
了解してもらえるかどうかという話というのは、その数字をはじき出したものをもって
交渉していくという話になりますので。ただ、交渉の仕方としてはそういうやり方にな
ってくるのかなというふうに考えているところでございます。

助川委員 業者さんのほうで始められるスケジュールはもう組み立てられているでしょうから、
もうタイムスケジュール決まっているんでしょうから、それにあわせてそういった話し
合いも進めていかなきゃならないと思うんですけども、市のほうではどういうスケジ
ュールでその辺のところをクリアしていくつもりでおられるんですか。

政策企画課長 工事のスケジュールに影響がある部分というのは、全てガラを取り除きました
ので、影響はないという状況になってございます。あとは、言われている減額の要求に
対してどう交渉していった、どういう折り合いをつけるかということは、こちらは工事
の工程には支障がないので、慎重に対応してまいりたいと。ですが、なかなか急ぐこと
は得策ではないという状況ということを考えているところでございます。

助川委員 供用開始はいつごろ予定されているんですか、誠慈会さんのホームのほうは。

政策企画課長 平成31年4月を想定してございます。

助川委員 その間にそういう問題が発覚した場合には、市のほうで対応を考えて、相手さんがスムーズに事業を進められるように対応していくということになるんですか。

政策企画課長 まずはこの事業が完成して、平成31年4月と言いましたが、営業が開始するというのを最優先に検討させていただいて、それと並行してこの減額という調整というのを進めていくという作業になるかと思えます。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 その埋設物のエリアを今工事するところはもうわかったと、撤去したと。それ以外のところエリアを決めて調査をするということなんですけれども、もしですよ、そこに何も出なかった、何もなかったという確率性はないんですか。結局その辺が何かあるような話で交渉する、交渉するという話ですけれども、ないのではないかというのを考えてはいないですか。

政策企画課長 現状からすると、今のこの掘削したエリアからこれだけ出てきたという現状からすると、外のところには埋まっていないと断定する理由が非常に乏しいと。ただ、市としても調査をしないで全て同じように埋まっているというような推測だけで減額金額を積算するのは、根拠がなく減額をするわけですから、それはできないと。ですから、ある程度調査をした上で、どういったエリアまで同じような状況で埋まっているかというのを特定する必要があるということで考えているところだということでございます。

君嶋委員 ただ、建物以外に、先ほど1メートルの掘削をする必要もない建物で今後やる場合に、私ら素人の考えではね、下に埋まっても、多少上にそれが、舗装するとか駐車場にしちゃうとすれば影響もないんじゃないかということも絡めて、多少その辺が利用できないのかなということを知りたいんです。

政策企画課長 特別養護老人ホーム以外の施設というのは、下に同じような状況で埋まっていたとしても、その工事、施工そのものに影響がないということは買い主側も理解はしています。ただ、今回の論点はそこではなくて、本来そういったものが埋まっていれば、土地の価格、価値そのものが違うのではないかという指摘をされているわけですから、そこはいろいろと交渉はせざるを得ない証拠が今回出てきてしまったということでございます。

君嶋委員 なるべく出ないことを願いながら、交渉をよろしくお願いします。

委員長 外にありませんか。

(なし)

委員長 以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を1時とします。

休憩(午後 0時10分)

再開（午後 1時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

続いて、本米崎小学校跡地の利活用についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 まず、説明に入らせていただく前に、お手元に茨城県工業団地企業立地推進協議会の名簿をお配りさせていただきましたので、ご査収ください。

それでは、本米崎小学校跡地の利活用についてご説明いたします。

常任委員会資料の3ページになります。

まず1番のこれまでの主な経緯ということで、最優先活用候補者の選定が済み、NPO法人の虹のポケットさんになりましたということで報告させていただきましたが、それ以降、事業者と県と市関係課との協議調整を平成29年9月以降進めてきたところでございます。その間、本米崎の自治会の役員会において2回ほど説明をしております。平成29年10月には候補者が決まったよという、そしてこの決まった候補者の提案がこういった中身ですよという説明をしまいりました。平成30年2月には事業者も出席をいただいて、地元の皆さんにご挨拶をさせていただいたということでございます。

大きな2番で、事業実施における主な協議内容でございますが、市街化調整区域ということがありまして、開発許可及び立地の制限等が定められております。原則、事業者は自己業務用、自己所有の建築物で業務を行わなければならないことになっておりますので、そもそも今回の提案は、土地・建物とも賃貸ということでの提案でございましたが、建物の所有権移転等を視野に入れて関係法令の技術的基準を満たすように建築設計事務所を事業者さんのほうに選定していただいておりますので、その方も交えて現在調整を進めているところでございます。

今後のスケジュールですけれども、きょうの報告を経まして、引き続き事業者、県、市関係課と調整を継続してまいります。最短での目途みたいなスケジュール感ではございますが、平成30年の第2回定例会においては、議案として提出できるようにということで、現在鋭意調整を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ご意見、質疑等ございませんか。

笹島委員 これ何、NPO法人の学童保育をつくるの、これは。

政策企画課長 そういう提案でございます。

笹島委員 校舎結構広いよね、あれね。その一部を使うのかな。

政策企画課長 基本的には一体としてなんらかの活用をしていただく予定でございます。

笹島委員 子供らどこから集めてくるの、これは。

政策企画課長 これは市内の全域から募集をするということでございます。

笹島委員 現実的に市内にも学童保育ありますよね。そこと競合したりとか、それから移動手

段をどうしたりとか、具体的に。

政策企画課長 こちらの事業計画では、送迎をするという予定でございまして、また、預かる時間が現在外の学校でやっている学童よりも長いと、そういった部分のメリットを生かして利用者を掘り起こしできるのではないかと考えているところでございます。

笹島委員 子供が減っている中で採算とれるの、これ実際に。あと、これ学童保育をやっているところは直営かな、今は。各小学校でやっているのは。ちょっと私わからないんですけども。そうすると、補助か何か出していますよね。

政策企画課長 現行で行っているところは市営のものと民間のものも混在して行っております。補助金につきましては、法律に基づいていただける補助等のメニューがございますので、それはこの虹のポケットが学童を行っても補助金はもらえるということでございます。

笹島委員 何人くらい予定しているの、これ。

政策企画課長 最初はスモールスタートという想定をしているようでございますので、20人台からスタートできればいいなということをもくろんでいるようでございます。

笹島委員 NPO法人だからね、やっぱり利益を追求しちゃいけないから、その職員とか何かの給料に跳ね返らないようにやるんでしょうけれども、ですよね。だから、採算云々というよりも、どうなのかな、それは。ちょっと私疑問視しちゃうんですけども。

政策企画課長 内容というよりは、法人の性格として、当然営利を追求してはいけないと、大幅な黒字はだめだということで、赤字を出さない程度に営業できればということでの想定だと思いますけれども、そういった部分の経営的な視点でもなんとかやっていけるといふ想定がありますものですから、手を挙げていただいたということでございます。

笹島委員 最後なんですけれども、これは今まで何か、外でもそういうふうな学童保育とか、こういう教育関係のことをやっているのかどうかと、やはりそういうスタッフとか何かも、なれているのかどうかとかという、そういうものはどういうふうまで熟知していますか。

政策企画課長 同じことを、学童保育を常陸大宮市の小場小学校跡地で行っておりますので、その経験を生かしてこちらでもやっていきたいということでございます。スタッフ的には、そういった方々の経験者から一部こちらに移ってもらったり、または那珂市でやることを想定をして、人材をもう集め始まっているということでございます。

副委員長 これは那珂市居住者のみ対象としているの。隣の例えば東海村、すぐ近所だからね。その辺はどうなの。

政策企画課長 将来的にはそういった話もあるかもしれませんが、現時点では那珂市民という対象だということでございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 これ選定に当たっては、当然事業計画書等、明細の形で上げていただいて、それな

らば事業として成り立てるでしょうという判断をされて、市のほうはお願いしたということなんでしょうけれども、一番のメリットは送迎をされる、あるいはまた保育の時間を長くするというこのようですけれども、そういったニーズというのは、那珂市内にはどの程度あるんですか、これ。

政策企画課長 明確にそういった調査をしたわけではございませんので、募集をしてみないと何人集まるかというのは不確定ではあります。ただ、虹のポケットさんの経験則からいいますと、なんとかその辺の人数は、私たちのサービスを理解していただければ集まるのではないかとこのことを想定しているということでございます。

助川委員 特色を出していただいて、そういうニーズをすくい上げてやっていただけるならば、そしてまた経営として成り立てば、それは結構なことだと思うんですが。その辺のところ、地域の皆さん方、始まりましたわ、終わっちゃいましたわというようなことの懸念も多分、大丈夫なんですかというようなお話なんかも出たんだろと思うんですけれども、その辺のところはご理解を地域の皆さん方にはいただいた上での契約という形になったんですか。

政策企画課長 地元当然2回ほど説明にお邪魔しております。内容的には学童保育ということで、またあの建物に子供の声が聞こえるということで、自治会の役員さん方からは歓迎の言葉をいただいております。具体的に経営面でどうのこうのという心配な点というようなご意見は、現時点ではいただいているところでございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

続きまして、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 次のページの4ページになります。お開きください。

平成27年度から5カ年、平成31年度までを期間として策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、この実施状況を報告をさせていただきます。

資料は大きく2つございます。資料1はKGI、KPIという指標の評価シートでございます。資料2は年次計画、実施計画でございます。

まず、資料1をお開きください。

総合戦略におきましては、さまざまな目標・指標を設定してございます。そちらの現時点での評価でございます。

まず、基本目標、KGI、(1)でございます。大きく基本目標の4つの基本目標ごとに設定してございます。

1、安定した雇用の創出戦略の中での1つ目の15歳から29歳就業率は国勢調査の数値ですので、評価する数値がございませんので、省略をさせていただきます。

2つ目の15歳から29歳の社会移動数、こちらは目標値を累計40人と設定しておりますけれども、平成28年度の現状値では50人ということなので、上回っておりますので、A評価としてございます。

次に、2的那珂市への人口還流戦略の指標は、社会動態における年間増加者数（常住人口調査）ということで、指標設定は各年30人ということでございますが、平成28年度は80人という数値でございますので、こちらもA評価とさせていただきます。

3番目の目標、結婚・出産・子育て応援戦略、こちらは年間出生数（5カ年平均）という指標でございます。各年400人という設定をさせていただきますが、平成28年度は343人で行いましたので、B評価とさせていただきます。

大きな4番、時代に合った地域の創造戦略、こちらでは市民アンケートの「住みやすい」と感じる市民の割合という指標を設定し、目標値は85%とさせていただきました。平成28年度の実測値は81.4%ということで、B評価とさせていただきます。

(2)が主要業績評価指標、KPIということでございます。1から4の目標・指標ごとに多くの指標を設定させていただきます。主なものについて説明をさせていただきます。

1、安定した雇用の創出戦略の中で、②活力ある産業の振興の①担い手による農地集積面積、こちら目標・指標は650ヘクタールということでございましたが、実測値は735ヘクタールでございますので、A評価としてございます。

大きな2、那珂市への人口還流戦略の大きな1番、地方維持の推進の中で一番上ですね、移住相談件数、こちら目標・指標としては50件と設定してございますが、平成28年度中は16件ということでC評価となっております。

大きな3番、結婚・出産・子育て応援戦略の中で上から2番目、安心して子供を産み育てられると感じている人の割合、こちら目標値は50%でしたが、平成28年度の実測値は47%ということで、B評価とさせていただきます。

大きな4番、時代に合った地域の創造戦略の中で、上から3番目です。自主防災組織数という目標値に対して、目標値は69、全自治会数でございますが、平成28年度は62組織ということでB評価ということでございます。

全体のこの評価としましては、A評価が4つ、B評価が7つ、C評価が6つという状況に平成28年度末の実測値では評価をさせていただきます。

続いて、資料2でございます。

5年間の実施計画、個別の具体的な事業名ごとに掲載してございます。赤字で表記されているものは実施済み、もしくは実施中という意味でございます。黒字というのは検討中、もしくは今後検討していくということでございます。こちらにつきましても重立っ

たものを説明させていただきます。

1、安定した雇用の創出の（ア）創業支援・企業支援に対するの整備の中での2番目、よろず相談窓口の開設につきましては、平成28年度から企業コーディネーターを配置して相談窓口を開設してございます。

その下、活力ある産業の振興の6次産業化の推進の中で、推進協議会の設置、米ゲルの産品開発、そしてフェルミエ那珂の設立ということで、こちら実施済みで、継続実施中でございます。

次に、2、地方での人材育成・雇用対策のア、地元大学・地元企業との連携による就職活動の部分につきましては2番目、地元企業への就職支援につきまして、合同説明会を開催してございます。

次に、大きな2番、那珂市への人口還流の部分で、（ア）支援体制の構築の一番上、移住相談窓口の開設、こちらは平成29年度、本年度から政策企画課内に移住相談窓口を開設してございます。

その下、シティプロモーションの推進のところで、市民協働ポータルの実証実験を平成30年度から開始いたします。

（ウ）二地域居住の推進の上です、いばらき移住・二地域居住推進協議会の参加という部分の一番右のほうに当たりまして、先ほども一部説明しましたが、お試し居住の整備ということで、この制度を平成30年度から始める予定でございます。

続いて、大きな3番の結婚・出産・子育ての応援戦略で（ア）の結婚支援の充実の2段目です、ライフプラン教育の実施ということで、こちら本年度から中学生のライフデザイン形成支援という事業を開始いたします。

また、下のほうに移りまして、②ワークライフバランスの促進の放課後学童クラブの受け入れ枠の拡大等々につきましては、定員の拡大を平成29年度に済んでございます。

大きな4番、時代に合った地域の創造戦略の部分でいいますと、ア、活力あるまちづくりと、これは地域資源の活用のところですか。静峰ふるさと公園の魅力向上の整備を図るとともに集客力、魅力向上への取り組みを並行して今実施、検討しているところがございます。

次に、（ウ）利便性の高い交通基盤の形成のデマンド交通運行事業のところですか。定住自立圏形成協定における域外運行の協議を水戸市と進めているところがございます。

最後に、②のストックマネジメントの強化の（ア）空き家情報の集約・提供の中で、空き家調査事業の中で、その下です、空き家の情報提供・利活用のところで、空き家バンクの開設が平成29年1月から始まり、空き家バンクへ登録した住宅へのリフォーム助成が平成30年4月から開始する予定でございます。

こういった計画で進めてまいりたいと考えているところがございます。

説明は以上です。

委員長 ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 これ地域創生の一環だと思うんですけども、どこの市町村でも同じことをやっていると思うんですけども、那珂市として特別重要施策というんですか、力を入れていきたいなどというのはどうなんですか。

政策企画課長 特別どれがということではなくて、那珂市はそもそも住みやすいということでの評価を得ていて、その住みやすさをPRするとともに、より一層住みやすくしていくという視点で、この実施計画を策定してございます。例えば空き家バンクに登録する制度が始まりますので、これは一部県内でもやっているところもありますけれども、そもそも住みやすいという印象を持っている那珂市がこれを進めることによって、より一層住みやすさを市外にアピールできかつ改修費等々の助成を始めると、より一層社会増、転入して家を構えてくれる方がふえるということに結びつくのではないかとということで、進めているところでございます。

また、その空き家関連でいいますと、お試し居住というのも平成 30 年度から始まります。那珂市に来てもらって、生活を体験してもらって、これはモニターツアーなどの事業も同じなんですけれども、まずは来てもらって、那珂市を知ってもらおうと。そうすると、もしかするとそれによって那珂市は住みやすいんだという実感を持って、また都会に帰ってもらおうと。速やかにでも将来的にでも結構ですから、移住先としての候補の一つに那珂市が頭の脳裏に残ってもらえればというような事業を幾つか展開していければというふうに考えているところでございます。

笹島委員 住みやすさといえね、抽象的なんですけれども、やっぱり具体的に住みやすさということで、これとこれとこれが特徴の住みやすさというのは考えているのかと、1点ね。

それから、今言っていた住むと同時に生活しなければいけないわけですから、やはり職住近接というんですか、そういうものも大事だと思うんですね。それがなければ若い人は来ない。それから、ある程度定年退職になった方が住みやすいと、気候も温暖だし、外の地域から比べればという、そういう人たちも住みやすさということで来ていただくという、両方、若い方も来ていただく、定年退職になった方もしっかり預貯金を持って那珂市へいらっしゃいと、消費してくださいという考えを持っているのかどうかね。それもちょっと教えてください。

政策企画課長 当然那珂市が住みやすいという印象を、数字でも出ていますけれども、どういった点かという、働く場所がある、これは那珂市単独で考えるのではなくて、通勤圏内に当然水戸市やひたちなか市、日立市も含めると働く場所がたくさんあるということでも評価の一因となっておりますし、移動手段、自家用車を持っているというのが前提になりますが、自家用車を持っていれば、もう通勤圏内どこにでも行けるという部分が利便性があると。那珂市に1戸建てを構えてもらおうということに関していうと、水戸市

やひたちなか市で確保するよりも、ましてや首都圏で1戸建てを確保するよりも、非常に格安で土地と建物を取得することが可能であると。これはそういったいろんな事業を展開して、那珂市に来ていただくと理解していただける部分だと思います。

そういった部分や衣食住の食でいいますと、既に那珂市にはいろいろな食べるところがあるという利点もありますが、フェルミエ那珂に代表されるように、地産地消の活動を推進し、那珂市産の野菜というのは安全で安いというPRをすると、そういった安全で安い野菜が身近なところで手に入ると、こういったこともアピールをすることによって、より一層那珂市が住みやすいという印象を持ってもらえるというようなことがあると思いますので、何か一つどうのこうのという話ではなくて、いろいろなものを分け隔てなく推進していくことによって、今まで以上に住みやすいという印象を市外の人、首都圏の人等に持ってもらえるのではないかとというようなことで事業を進めていきたいと考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。

外。

助川委員 きょうも中学校の卒業式があつて、私のところは三中の地域なんですけれども、前年に比べて10人ぐらい減だということで、67名だったかな、卒業生いましたけれども、また来年になると減が想定されておるといような状況で、そういうもの、学校をはじめ若い方にお住まいいただかないと、学校自体も衰退していくとか、元気がなくなっていくといようなこともありますんで、これに地域居住の推進ということなんですけれども、年齢制限なんていうのは、設けていない形で進めていく事業なんですか。

政策企画課長 支援するに当たって、当然対象年齢等々を制限しているものではございませんが、個別の一つ一つの支援策で申しあげますと、例えば3の①のイの(1)のメニューなどというのは、もう暗に子育て世代を意識しております。つまり子供を産み育てられる年代の方々、もしくはもう既にお子さんをお持ちの方々、そういった方々をターゲットにして来てもらうという政策のメニューといのはかなり厚目に、この総合戦略実施計画の中ではそろえているということでございます。

助川委員 このお試し居住の事業というのは、実際にはどういう形でやられる事業なんですかね。お試し居住の……

政策企画課長 市として家を、現時点では1戸なんですけれども、借りて、そこをお試し居住用に開放して、居住者を募集すると。これは首都圏のほうに向いて募集する形になると思いますけれども、そして、その方にできれば家族で来ていただいて、一定期間、1週間とか1カ月とか居住していただいて、生活をしていただく。そのための環境整備をまずは予算を使ってするんですけれども、そして住みやすいという体験をしていただいて、すぐに、それじゃ、引っ越してみようかと言つていただくのが一番ありがたいんですけれども、その体験していただいた方の脳裏に那珂市というのは住みやすいねといのを

印象を持って帰っていただいて、もしかすると何組も体験していただいた方の中から1世帯でも那珂市に移住していただければありがたいという趣旨で行う事業でございます。助川委員 1週間ぐらいで、いや、これは那珂市は住みやすい地域だから、ぜひこちらに転入しようと言っただけなのは、これは一番最高なんですけれども、四季を通じて那珂市のよさを感じていただいてというような形をとればですね、さらに年間通して住みやすい地域なんだなということもわかると思うんで。そういう事業の内容にできればいいんじゃないかなという感じはするんですけれども。その辺のところはどうですかね。

政策企画課長 細かい制度設計はこれから行いますが、一番大事なのは、やってみないとどれだけ希望があるか、需要があるかというのがまだかなり不透明な部分があると。そういった部分で、逆に言うところの想定よりも人気があってという話があればありがたいんですけれども、人気がない場合には、何かそういった、今ご提案いただいたような提案も取り入れながらメニューをできるだけ希望していただける、魅力があるような印象を持ってもらえるような企画提案ができるのかどうか。もしくは単純に、ただ1週間住んでもらえませんかというメニューにしてしまうかという話があるので、ちょっとそこは調査研究をさせていただきたいと思います。

助川委員 さらに、3番の①の結婚支援の充実、ライフプラン教育の実施ということで、これ対象者は中学生のライフデザイン形成支援というようなことになっているけれども、どういった内容をこれは考えておられるんですかね。

政策企画課長 まず中学2年生を対象に行うことを想定しております。これは小学生だとなかなか自分の将来なんていうことがイメージしにくいと。中学生だとある程度、心も大人になっているだろうと。ただ、3年生になってしまうと高校受験が控えているという部分があるので、2年生が妥当だろうという線で考えたのが2年生なんですけれども。基本的には自分たちの将来の人生設計というのを考える一助にしたいという内容でございます。例えば皆さん、将来何歳ぐらいで結婚して、子供何人欲しいですかというようなことを問いかけたりをして、自分の将来をイメージしてもらおうと。それで、例えば2人欲しいですよとか、何歳には結婚したいよとか、そういうことをイメージしてもらったときに、その家族構成が安定した生活を送っていくためには、例えば夫婦でどれぐらいの年収稼がないとやっていけないのかとかという部分もある程度、そういうことを学んでもらわないとイメージできないという話があるんだと思うんですよ。

ですから、お金の話ですとか子育て、子供を産む時期の話というようなことの細かいことを先生をお招きして教えてもらいながら、またグループワークをしながら体験してもらって、自分たちの将来設計、人生設計の知識の一部として身につけてもらえればなというようなことで事業内容は企画をしていくということでございます。

助川委員 学校教育の中での実際の教科に加えて、そういったものを市の事業を組み入れていただくというのは、調整は必要だと思うわけなんですけれども、どういったふうに先生方に

ご理解いただいて、その時間をおとりいただくのか、そこまで検討されているんですかね。

政策企画課長 実施は当然学校で行ってもらうことになるので、学校側にこれは説明をさせていただいて、実施することで了解は得ております。

助川委員 それに関しての先生方への教育の仕方というのも当然今までやられていない事業でありますから、される方も指導を受けて、それでそういう事業にかかわっていただくということになるでしょうから、負担は、先生方大丈夫なんですかね。

政策企画課長 これは専門家と委託契約を結んで、そちらから、それなりの人材を派遣していただいて、その人たちにいろいろ教えてもらって、その人たちのリーダーシップでいろいろなワークショップをやったりとかというような形態になるということでございます。

助川委員 なるほどね。了解しました。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 30 分）

再開（午後 1 時 31 分）

委員長 再開いたします。

総務課が出席いたしました。

議案第 2 号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長の川田でございます。外 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 2 号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

こちらが一部改正条例の概要でございます。

改正の理由でございますが、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律、非常に長い法律名ですけれども、こちらが平成 29 年 5 月 30 日に施行されまして、その中で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、定義に関する規定を法律と合せる必要があるために当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第 2 条、定義ということで、こちら用語の定義のこととさせていただきますけれども、今回の改正によりまして、丸のところ、個人識別符号、それから要

配慮個人情報につきまして、その用語の定義の追加がございます。

まず1つ目の個人識別符号というものですけれども、こちらにつきましては、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号、その他の符号のうち、政令で定めるものを言うということでございます。

まずアですけれども、特定の個人の身体の一部の特徴を電子化した記号や符号、例えば静脈認証のデータとか指紋認証のデータ、それから顔認証のデータなどを個人を識別する符号とするというもの。それから、イでございますけれども、イはちょっと長いので端的に言いますと、個人に割り振られ発行されるカードや書類に記載された番号や符号、例えばの例でいいますと、印鑑登録のカードに記載されている番号とか旅券、パスポートのその番号、それから被保険者証の番号等、そういったものも個人を識別する符号とするというものでございます。

今ご説明しました記号や符号が従来は個人情報に当るかどうかということが曖昧であったということから、このたび国の法律、国の個人情報保護法の中で個人情報に該当することを明確化したということと、個人識別符号という、その用語を新たにつくりまして定義づけをしたということでございます。

それから、もう一つ目の一番下から2行目のところの要配慮個人情報、こちらにつきましては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報を言うということで、これまで特に用語的にはなかったんですけれども、センシティブ情報とかそういったことで通常使われていたものですけれども、特に配慮を要するものが含まれる個人情報につきましては、要配慮個人情報というような用語を設定するといえますか、つくったということでございます。

それから、11 ページにもう一度行っていただきまして、第6条のところ、個人情報取扱事務の届け出ということで、新たに個人情報を取り扱う事務を開始する場合には、今説明をいたしましたよう配慮個人情報が含まれる場合は届け出をしなければならない旨の規定を追加をしたということ。それから、第7条につきましては、こちらは文言の整理ということで、思想、信条、信教等についてということで、従来は特に要配慮個人情報という、そういう用語がなかったものですから、こういったものにつきましては、要配慮個人情報と規定をしたということでございます。

こちらの改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するということでございます。

内容につきましては以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 それでは、89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。こちらは新規の条例の制定でございます。

95ページの概要で説明をさせていただきます。お開きください。

近年、市民生活の高度化、多様化が急速に進展している中で、行政がこれらの変化や住民のニーズに的確に対応していくためには、臨時職員、嘱託職員に加えまして、一定の期間の任期を区切って採用する任期付職員の制度を本市においても取り入れていく必要がございます。

このたび高度の専門的な知識、経験を有する民間人材等につきまして、任期付職員を採用できる制度を導入しますとともに、一定の期間に限り、業務量の増加が見込まれる国民体育大会、2年後に控えておりますけれども、その国体につきましても任期付職員を採用して対応できるようにするために、その任期付職員の採用の基準を定めた条例を新たに制定しようとするものでございます。

まず、内容でございますけれども、第1条のところで趣旨を述べております。本条例の趣旨について規定ということです。

第2条のところで、まず第2条のところの概要のところでございますけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というものが平成14年に実は制定はされておりまして、この法律を受けまして、これまで県内におきましても32市のうち21市、大体約7割程度の市で制定されているという状況でございます。

今申しあげましたとおり、法律には基本的な事項が明文化されておりますけれども、詳細については条例で定める旨の規定があるということでございます。今回、任期付職員の要件について定めておりますけれども、第2条、それから第3条、第4条のところで、

こちらの概要のところ丸がついているもの、4種類の任期付職員を採用ができるということでございます。

まず、2条のところの1つ目の丸のところ、特定任期付職員というもの、それから、その下の丸の一般任期付職員、それから3条のところの丸の任期付職員、それから1枚おめくりいただいて、上のほうに丸のところ任期付短時間勤務職員ということで、この4種類を採用できるということでございます。

まず第2条ということで、特定任期付職員の採用の要件ということで、法律では一応5年以内の期間を区切ってということでございます。こちらは、高度の専門的知識、経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合ということで、茨城県も含まれますけれども、都道府県とか、外の市町村の例でいいますと、例えば弁護士を雇うとかいうような場合、当然顧問弁護士はおりますけれども、今、市町村においてはかなり訴訟の事件が多いということで、そういった弁護士を任期つきで雇っているようなところもございます。それから、当然法律の解釈等々、常に常勤でおりますと、その辺の対応もできるということで弁護士を雇っているようなところもございましたり、あと、公認会計士、それからシティプロモーションマネージャー、これなんかはつくば市とか守谷市とか、そういったところで雇っているようでございます。あとは、茨城県なんかでは、広報監ということで民間の方をやはり、一旦退職されて、そういう形で雇用をしているというものもございます。

それから、2つ目の一般任期付職員の採用要件ということで、こちらは専門的な知識、経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要な場合ということで、こちらは外の市町村の例でいいますと、例えば常陸大宮市とか常総市なんかは防災監ということで、自衛隊のOBを、常総なんかは一昨年の水害の事故を経験に、そういった任期付職員を採用したり、あとはカウンセラー、心理士とか、あとは例えば1級建築士なんかも、当然今、技術職がなかなか職員の採用が難しいということで、任期つきで雇っているというような市町村、県なんかもあるというように聞いております。

それから、第3条、こちらにつきましては、任期付職員の採用の要件ということで、2つの場合。まず1つが一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させることが必要な場合、それからもう一つが一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが必要な場合ということで、今回ちょっと那珂市の場合につきましては、国体が2年後に控えているということもございまして、なかなか職員の手当が、現在の職員にの人数ではなかなか賄えないということもございまして、この任期付職員を活用いたしまして、那珂市においては国体の関係業務をやっていただく職員を考えておるところでございます。その他、これの事例といたしましては、国勢調査、こちら4年に一度、そういった事務がございまして、膨大な量があるということで、こちら任期つきで雇う。それから、生活保護なども、社会情勢、経済状況が悪くなると当然保

護を受給する方もふえてくるということで、特に関西のほうなんかでは、ケースワーカーなども雇っているというようなことをございます。こちらの任期付職員につきましては3年以内というような、法律には規定がございます。

続いて、次のページ、4条のところの丸のところ、任期付短時間勤務職員の採用ということで、こちらが3年以内ということです。こちらも一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事させることが必要な場合、それから一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが必要な場合ということで、こちらも保育士、幼稚園の教諭、図書館司書とかそういったことで、こちらはパートタイム、先ほど説明したところの3つはフルタイムですけれども、この短時間勤務職員につきましてはパートタイムといいますか、時間を区切って、時間で勤務させることができるというような職員がございます。それから、もう2つありまして、住民に対するサービス提供体制の充実、部分休業、育児休業とか介護休暇を取得する職員の業務の代替に従事させることが必要な場合ということで、当然窓口業務とか交通指導員、図書館サービス指導員というようなことで雇っている市町村もございます。

続きまして、第5条ですけれども、こちらが任期の特例ということで、任期を延長する場合の要件を規定しているということです。

第6条、こちらは任期の更新ということで、任期を更新する際の期限について規定がございます。

第7条、第8条、こちらは任期付職員の給料の部分です。7条第1項では特定任期付職員の給料表を規定をしております。第5項のところ、一般任期付職員につきましては、通常の我々と同様の給与条例の給料表を適用するというございます。

第8条につきましては、任期付職員の給料表を規定をしているということです。

9条、10条につきましては、給与条例の適用除外ということで、特定任期付職員、それから任期付職員は適用しない、その手当等を規定をしているというございます。

11条につきましては、この条例に定める者の外は規則に委任をしているというございます。

続いて、附則ですけれども、この施行年月日は平成30年4月1日からということになります。2条、3条、4条、附則の2、3、4条につきましては給与条例、それから育児休業に関する条例、それから勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、一部、任期付短時間職員に関する文言を追加をするということで、附則でこの条例の一部を改正するというものございます。

説明に関しましては以上ございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（総務課所管部分）を議題といたします。

歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費について説明を求めます。

総務課長 それでは、予算書の 29 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、款項目、本年度予算額につきましてご説明をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、本年度予算額 1 億 9,867 万 6,000 円でございます。

内容につきましては以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費について説明を求めます。

総務課長 それでは、31 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 10 億 5,243 万 6,000 円でございます。昨年度との比較で増減額の主なものをご紹介しますと、職員人件費におきまして、職員手当のうち、職員退職手当組合負担金、こちらが約 1,000 万円ほど増となっております。また、退職手当特別負担金、こちらが 750 万円ほど減になっているということでございます。それから、負担金のうち、茨城県派遣職員負担金、こちらが 1,000 万円の増ということで、こちらの予算につきましては、昨年度は当初予算ではなくて、補正予算で対応していたために、当初予算ではふえたということでございます。

説明につきましては以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、2 項徴税费、1 目税務総務費について説明を求めます。

総務課長 それでは、53 ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の段です。

14 目諸費、本年度予算額 4,691 万 9,000 円、このうち総務課所管の事業につきましては、その右側にごございます諸費事務費、それから自衛官募集事業、この 2 つの事業でございませぬ。

続きまして、55 ページをお開きいただきたいと思ひます。

中段のところだす。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、本年度予算額 1 億 8,029 万 2,000 円でございます。このうち総務課所管の事業につきましては、56 ページの右上のほうにごございます固定資産評価審査委員会設置事業でございます。

説明につきましては以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 なければ次に、2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、2 目選挙啓発費、3 目茨城県議会議員選挙費、4 目那珂市長選挙費、5 目那珂市議会議員補欠選挙費について説明を求めます。

総務課長 それでは、59 ページをお開きいただきたいと思ひます。

下の段のところだす。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、本年度予算額 910 万 6,000 円。

続きまして、次のページ、60 ページ中段上のところだす。

2 目選挙啓発費、本年度予算額 19 万 9,000 円、3 目茨城県議会議員選挙費、本年度予算額 2,069 万 2,000 円。

続きまして、右の 61 ページのところ、4 目那珂市長選挙費、本年度予算額 2,209 万 8,000 円。

それから 62 ページ、次のページの上段のところだす、5 目那珂市議会議員補欠選挙費、本年度予算額 637 万円でございます。

それから、ちょっと訂正がございまして、主要事業説明書がお手元にあると思ひますが、その 17 ページをお開きいただきたいと思ひます。

その 17 ページの上のほうのところの事業目的のところにな珂市長の任期に伴う選挙の執行経費、その下に任期満了日がございませぬが、こちらが平成 31 年「2 月 21 日」になっていますけれども、これがちょっと逆転しちゃいまして、「2 月 12 日」の誤りだす。訂正しておわびいたします。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 質疑ございませぬか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 55 分）

再開（午後 1 時 56 分）

委員長 再開します。

瓜連支所が出席しました。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（瓜連支所所管部分）を議題といたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目支所費について説明を求めます。

瓜連支所長 瓜連支所長の寺門です。

それでは、予算書の 52 ページをお開きください。

款項目、予算額の順に説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目支所費、本年度予算額 4,031 万 6,000 円でございます。前年度と比べまして 242 万 1,000 円の増でございます。増額の内容につきましては、需用費の修繕料といたしまして、高圧受電設備改修工事等によるものでございます。以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩します。ご苦労さまでした。

再開を 2 時 10 分といたします。

休憩（午後 1 時 58 分）

再開（午後 2 時 12 分）

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席しました。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（税務課・収納課所管部分）を議題といたします。

歳入、1 款市税について説明を求めます。

税務課長 税務課、大内外 3 名が出席しております。

収納課長 収納課長の柴田です。外 2 名が出席しています。

税務課長 予算書の 13 ページをお開き願います。

款項、予算額の順に説明いたします。

1 款市税、1 項市民税、予算額 29 億 3,548 万 6,000 円。市民税は個人市民税と法人市民税の合計額になっております。

続きまして、2 項固定資産税、予算額 31 億 6,786 万 3,000 円。固定資産税は固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計額になっております。

続きまして、このページと14ページにわたります。

3項軽自動車税、予算額1億6,817万9,000円。

続きまして、4項市たばこ税、予算額3億8,451万5,000円。

続いて都市計画税でございます。

5項都市計画税、予算額3億714万9,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 これは前年よりも歳入の個人も法人も減っていますけれども、理由は何ですか、これは。

税務課長 経済動向で景気の回復がいま一見込めないというようなことで、昨年度より若干減額となっております。

以上です。

笹島委員 法人もそうなのかな。

税務課長 法人についても同様でございます。

笹島委員 政府は、個人消費は緩やかなあれが見込まれているというんだけど、逆行しているんだけど、どうなのかな、それは。

税務課長 国のほうではそういった情報が来るんですけども、まだ田舎の那珂市あたりについては、まだ経済が回復する状況ではないような状態でございます。

以上です。

笹島委員 その中で固定資産税だけがふえているということで、これは理由は。

税務課長 固定資産税でございますが、昨年度稼働いたしましたガス発電所及び太陽光発電所の増加等によりまして、償却資産の増加が見込めるということで増額しております。

以上です。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、続きまして、歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費、2目賦課徴収費について説明を求めます。

税務課長 予算書の54ページをお開き願います。

諸費についてご説明いたします。右側説明欄の丸印、最初の丸でございます。

市税等過誤納還付金1,400万円、過誤納還付金の内容につきましては、主に納税者が納付した市税の課税取り消し、減額更正による市税の還付金でございます。

続きまして、55ページをお開きください。

中段でございます。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、予算額1億8,029万2,000円。税務総務費は職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業でございます。

ます。このうち固定資産評価審査委員会設置事業につきましては、総務課の所管の事業となっております。

続きまして、56 ページをお開きください。

中段でございます。

賦課徴収費、2 目賦課徴収費、予算額 8,081 万 9,000 円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の 3 事業でございます。主なものですが、賦課事務費では地籍図加除修正の委託料でございます。役務費では郵送料でございます。また、徴収事務費では臨時職員の賃金、コンビニ収納事務委託費、その他郵送料等でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 16 分）

再開（午後 2 時 18 分）

委員長 再開します。

市民協働課が出席をいたしました。

議案第 16 号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

市民協働課長 市民協働課長の桧山でございます。外 3 名が出席しております。

着座にて失礼いたします。

議案書の 105 ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

議案第 16 号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例。

108 ページをごらんいただきたいと思っております。

条例の概要でございます。

1、制定の経緯でございます。

平成 27 年度に閉園いたしました額田幼稚園の跡地利活用に当たりまして、額田地区に公園等の広場がなかったことから、自治活動の拠点広場として利用してもらえよう、平成 29 年度において額田コミュニティ広場整備事業により現在整備しておるところでございます。

2、条例の目的でございます。

平成 29 年度におきまして、整備事業により整備しているコミュニティ広場について、平成 30 年度より供用開始することに伴いまして、新たに設置及び管理に関する条例を制

定するものでございます。

概要についての説明は、106 ページのほうに申しわけございません、お戻りいただきたいと思います。

本文のほうでご説明させていただきます。

那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例。

第1条が趣旨でございまして、この条例を制定する目的、理由になります。

第2条は設置でございまして、広場を設置する目的、第3条が名称と位置ということで、名称が額田コミュニティ広場、場所が額田南郷301番地の2でございまして。

第4条につきましては、使用の禁止ということで、管理上使用を禁止したり制限することができるというところでございます。

第5条は利用者の禁止事項になっておりまして、10ほど上げております。公序良俗に反することや樹木、植物を傷つけること、また、施設等を傷つけたり壊したりすることなどを禁止しているものでございます。これらについては、違反しましたら、禁止や退去を命ずることができるというものでございます。

第6条は損害賠償についてでございます。

第7条が管理の委託というところで、広場の管理を現在、額田地区まちづくり委員会と委託契約するに当たりまして、協議を進めているところでございます。

第8条が委任、次の107ページで附則で、平成30年4月から施行するというところでございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 あその場所へ行くまでは結構交通量が多くてね、道路が狭いんだけど、そういう歩道を設置したり何かしたりとかという、あそこを子供たちとか何かが利用する場合、あの道路を通っていかなければいけない部分というのがありますよね。安全性とか何か考えているのかな。

市民協働課長 現在のところは私どものほうでは考えておりません。これについてはちょっと所管が違いますので、そこら辺のことは担当する課には一応伝えたいと思いますが、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

笹島委員 公園をつくるのはいいんだけど、その中の移動する場合、幼児たちが行くところですね、非常に大型ダンプカーとか何かが通りますよね、狭いところでね。非常に危険極まりないような感じがするんですけども。そこは何か対策を練らないと、そのコミュニティ広場をつくったのはいいですけども、じゃ、どこから人が来るんだということも考えないとという、総合的な、あると思うんですけども、いかがなんでしょうか。

市民協働課長 申しわけございません、今のところは考えていない状況でございます。

笹島委員 考えてくださいよ。考えないで終わらせては困るので、総合的に考えてください。

どうですか、部長。

市民生活部長 目の前といいますか、道路を挟んで反対側は額田小学校になっています。たしか横断歩道もあったと思います。小学校側に歩道があるんですけどかな、なかったでしたか。何か緑色で……

(「グリーンベルト」と呼ぶ声あり)

市民生活部長 グリーンベルトですか、がありますんで、そういった交通安全対策は一応はなされているのかなど。

笹島委員おっしゃるように、公園に来る子供たちが危険のないように、道路管理のほうの担当部署ともよく協議してまいりたいと思います。

委員長 その外、ありませんか。

助川委員 市内にコミュニティ広場の位置づけされているのは何カ所あるんですけどか。

市民協働課長 現在のところ1カ所でございます。

助川委員 これ維持管理はどこかの所管になるわけ。

市民協働課長 市民協働課の管轄でございまして、今、額田のまちづくり委員会と管理については協議を進めて、委託ができればなという方向で考えているところでございます。

助川委員 そうすると、使用、利用届申請は直接はまちづくり委員会さんのほうに届けて、市民協働課のほうでそれに応じて許可の認可をするという形なのかな。

市民協働課長 基本的に使用料は無料でございます。その受け付け等に、基本的にふだんは自由に使えますが、団体で占有するというようなときは、まちづくり委員会のほうで受け付けをしてもらおうように今協議中でございます。

助川委員 できるだけ垣根は低くしていただいて、住民の皆さん方の利用のしやすい環境にしていただければと思います。

以上です。

委員長 それでは、よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（市民協働課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費について説明を求めます。

市民協働課長 予算書の 44 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたしたいと思います。

44 ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費、予算額 2 億 2,052 万 5,000 円でございます。前年度と比較しまして 3,231 万 9,000 円の減となっております。主な理由といたしましては、今ご協議いただいた額田コミュニティ広場整備事業が終了することによるものでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ次に、2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、9 目国際市民交流費、14 目諸費について説明を求めます。

市民協働課長 49 ページをお開き願いたいと思います。

下の段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、予算額 246 万 6,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 88 万円の減となっております。これは平成 29 年度で男女共同参画プランの策定が完了し、印刷製本費や策定委員の報酬が減になったことによるものでございます。

次のページ、50 ページをお開き願います。

中段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際・市民交流費、予算額 1,244 万 7,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 214 万円の増となっております。主な理由でございますが、現在、台湾の台南市と市民レベルでの交流ができるよう進めているところでございます。その交流のための渡航費用の委託料が増になったところによるものでございます。

この台南市の交流を始めようとしたきっかけでございますが、第 2 次大戦中に台湾の人々を守るため、自身の命を投げ出した戦闘機パイロット、飛虎将軍こと杉浦茂峰氏の本籍、そして母親の出身地であるのが那珂市でございます。現在も杉浦氏は台湾の人々に神として祭られているということから、交流を行っていこうというところがございます。最終的には那珂市と台南市の区、または台南市対日友好交流協会と友好交流に

関する協定を結べればというところで考えているところでございます。こちらの方向性がまとまりましたら、常任委員会へ正式に付議したいと考えているところでございます。

次に、53 ページをお開き願います。

下の段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、予算額 4,691 万 9,000 円でございます。この目で当課が所管するのは、次のページ、54 ページの下段の空き家バンク運営事業とふれあいパーティー開催支援事業のまち・ひと・しごと創生総合戦略の 2 事業というところでございます。空き家バンク運営事業につきましては、今年 1 月より運用を開始したところでございます。また、ふれあいパーティー開催支援事業につきましては、昨年同様、商工会青年部へ委託し実施していく予定でございますが、平成 30 年度は委託費を 10 万円ほど増額したところでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 この 50 ページの国際交流なんですけれども、これは台南市交流というのはいつごろから始まって、いきさつは零戦のパイロットかな、何か住宅地に落ちないで、その近くの畑か田んぼに落ちてということで英雄視されていて、記念碑も残っているということで、その呼びかけはどちらから来てどういうあれなんですか、いきさつというのは。市民協働課長 まず、水戸のほうでこちらの飛虎将軍と、実際の住所地が水戸でございまして、その本籍地と、先ほども説明したように、母親の住所がこちら、那珂市ということで、水戸市で進めていたんですが、那珂市のほうでもこういう状態ですよというちょっとお話を受けて始めてのがきっかけでございます。

以上でございます。

笹島委員 水戸市のほうは、もうこの台南市と交流は持っているんですか。

市民協働課長 水戸市のほうでも、市としてはまだ交流を持っていない状況でございます。一部の関係ある方によって、飛虎将軍の関係者が渡航して来たりという、そういう交流はしていますが、実際の市を挙げてということはまだでございます。

笹島委員 あれ前、何かその遺族か何か来ましたよね、水戸市か何かに来ましたか。

市民協働課長 遺族というよりも、その飛虎将軍を、何ていうんですか、神様を祭ったものを、そのものを持って、十何名かぐらいだと思いましたが、水戸市と、あと那珂市のほうにも寄ってまいりました。

以上です。

笹島委員 そうすると、やはり水戸市ともその交流を持った形をとられたほうがいいですよ、もともと水戸市生まれの方ですんでね。という形はとらなかったんですか、そういうの。

市民協働課長 この辺はちょっと何か難しいところがありまして、水戸市さんのほうは中国と既にいろんな協定を結んでいるようなので、そこら辺の絡みがあって、なかなか台湾の

ほうとは実際には結んでいないというところでございます。

助川委員 ふれあいパーティー開催支援事業なんですけれども、これ委託費、商工会の青年部さんのほうに委託料ということなんですけれども、主なこれ金額が占めるものというのは何なんですかね。

市民協働課長 市としては委託料を今 50 万円払っているところですので、それが主なものでございます。

助川委員 60 万だよ、今年 60 万じゃないの。

市民協働課長 現在は、平成 30 年度から 60 万に上げているところでございます。

あと、商工会さんのほうでは、会場費やらそういう準備の費用に充てているようでございます。

助川委員 これは女性、男性、参加料みたいなものを取られるんでしょうけれども、それで賄い切れない形で会場費がかかるということなのかな。

市民協働課長 おっしゃるとおりでございます。参加費は大体いろいろ、食事代とか、自分で消費するほうの金額を大体取っているようなもので、あと会場費とか何かは委託料のほうから賄っているようでございます。

以上でございます。

助川委員 前年度の実績はどうなんですか、交際から結婚、出産あたりまでいかれた方はおられるんですか、これ。

市民協働課長 結婚まではちょっとなかなかこちらで確認することは難しいんですが、カップルの成立数として把握しているのは、平成 28 年度からやっていますんで、平成 28 年度が 11 組、平成 29 年度が 13 組でございます。

助川委員 今年度は会場はどこなんですか、これ。会場は、予定地は。

市民協働課長 まだ現在のところは決まっていないです。1カ所、年3回やっているんですが、最初の1回はスポーツ関係の婚活をやりたいというような話を商工会さんから受けておりますので、現在のところ多分、総合公園を予定しているのかなと思っております。

以上です。

助川委員 参加者の人員というのはどのぐらいを予定しているんですかね。

市民協働課長 場所と、あとテーマによってその都度少しずつ違うんですが、大体 20 名から 50 名、その間でやっているようでございます。

助川委員 これ平成 28 年、平成 29 年と組数、カップルは実績はあるようだけれども、平成 28 年、平成 29 年は参加者はどのぐらいの人数だったんですか。

市民協働課長 応募人数と参加人数がございまして、平成 28 年度は 129 人応募して、実際に振り分けられて 98 名ほど参加になっております。カップル成立が 11 組でございます。

平成 29 年度でございます。応募人数が 114 名、参加した人数が 98 名でカップル成立数が 13 組でございます。

以上でございます。

委員長 いいですか。

その外。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります第2次那珂市男女共同参画プランの策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

市民協働課長 委員会資料の5ページをお開き願いたいと思います。

まず最初に、この説明資料の外に説明のほうは5ページと6ページが説明の資料になっておりまして、6ページの後に全体計画と前期の実施計画というもの、2冊冊子をつけさせていただいております。よろしくお願いたします。

まず第2次那珂市男女共同参画プランの策定についてということでございます。このことについて、現行プランの計画期間が平成29年度をもって期間満了となるため、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とした第2次那珂市男女共同参画プランを策定したので、報告するものでございます。

概要でございます。

名称、第2次那珂市男女共同参画プラン。

計画策定の趣旨でございます。

右の四角、下から2行目のところでございます。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方向性を示す計画ということでございます。

計画の位置づけでございます。

男女共同参画基本法に規定された市町村男女共同参画計画でございまして、国と県の計画を勘案しております。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定された市町村推進計画と、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定された市町村基本計画を含んでおります。

次に、計画の構成と期間ということで、基本構想、基本計画、実施計画で構成されるものでございます。期間は、先ほど申しあげましたように平成30年度から平成39年度の10年間、ただし、実施計画につきましては、前期と後期の5年ごとに策定するというものでございます。

6ページの裏の全体計画のほうをちょっとお開き願いたいと思います。

3ページをお願いいたします。

計画の構成と期間というところでございます。真ん中あたりにピラミッドの形が、下の図があるかと思います。

上から、基本構想、そして基本計画、実施計画の3層になっておりまして、それぞれに

基本構想が基本理念と基本目標、基本計画が基本方針と施策の方向、それで実施計画が具体的施策というような組み立てになっております。

次のページ、4ページをお開き願いたいと思います。

その図で示してありますように、プランのほうは10年間で、下の実施計画前期と後期が5年ごとに策定されておりますというところでございます。

一番下にただし書きとして、本計画中で用いる元号については、新たな元号が決定しないため、平成を用いらせていただいておりますというようなことで表記しております。

申しわけございません、委員会資料のほうの5ページにまた戻っていただきたいと思っております。

策定の経過でございます。

市民へのアンケートをまず実施いたしまして、平成28年1月から2月、1カ月間かけて実施いたしました。その後、那珂市男女共同参画プラン策定委員会と、それに付随するワーキングチームを平成28年度と平成29年度に設置いたしまして、それぞれに7回開催、6回開催しております。そうしまして昨年12月までにおおよそプランがまとまりまして、パブリックコメントのほうを12月18日から平成30年1月17日まで実施いたしました。プランに関する意見は特にございませんでした。

その下、本日、委員会のほうを終了いたしましたら、今月下旬に公表という計画で進めているところでございます。

次のページ、6ページをお開き願いたいと思います。

先ほど申しあげましたように、全計画と実施計画の2冊で構成されておまして、まず全体計画のほうは第1章から第4章で構成されております。

まず第1章、策定に当たってというところでは、前ページで説明させていただいた内容を第1章では記載しているところでございます。

第2章、計画の策定の背景でございます。こちらについては、第1次の那珂市男女共同参画プランの評価と市民アンケート等の結果の検証をもとに今後の課題を導き出しまして、第3章の基本構想と第4章の基本計画でつなげておるというところでございます。

第3章、基本構想になります。これは全体計画のほうでご説明したいと思っております。先ほどの全体計画の23ページをお開き願いたいと思います。

基本構想の基本理念というところでございます。その基本理念と書いてあるところから下へ6行目でございます。

第1次プランでは男（ひと）と女（ひと）が互いに助け合いながら、誰もが人として輝き心豊かに生きられるまちを目指し、さまざまな施策を行ってきました。それにより男女共同参画に対する市民の意識の変革が徐々に進んできていると言えますが、完全なる男女共同参画社会の実現には至っていないため、継続した事業展開が求められています。

この現状を踏まえ、これからの10年間を見据えて第2次プランを策定するに当たり、

これまでの第1プランにより培ってきた男女共同参画社会実現に向けた素地を受け継ぎ、さらに発展させていくためには、基本的な理念は変更せず、継続した施策実行が必要であると考えました。そのため、この計画の基本理念を次のように決めましたということで、このプランの最上位の目標であります基本理念は第1次プランのものを引き継ぎまして、男（ひと）と女（ひと）がともに輝けるまちとさせていただきます。

その後ろ、25ページをお開きいただきたいと思います。

それで、この基本理念に対して、それぞれ基本目標を3つ定めております。

基本目標1が男女が互いに尊重し認めあうまち、その下のほうですね、基本目標2が男女がともに参画してつくるまちと。

次のページ、男女がともに仕事と生活の調和がとれるまちという、この3つの基本目標を掲げております。

委員会資料の6ページへお戻りいただきたいと思います。

今までが第3章までで、第4章、基本計画につきましては、基本計画は基本構想の中で定めた3つの目標それぞれに基本方針と施策の方向を設定しております。

基本目標1に男女が互いに尊重し認めあうまちに対しては、基本方針の外に施策の方向が3つ。基本目標2の男女がともに参画してつくるまちについては、施策の方向が5つ。基本目標3、男女がともに仕事と生活の調和がとれるまちにつきましては、施策の方向6つ、設置、設定しておるところでございます。

一番下、最後になりますが、第2次那珂市男女共同参画プランの実施計画でございます。今申しました全体計画の後ろに若干薄めの前期実施計画というものをつけております。その4ページをお開きいただきたいと思います。

一番後ろの冊子の4ページでございます。全体計画が82ページまでありますので、その裏になります。前期実施計画というものでございます。よろしいでしょうか。

基本目標別の実施計画というところで、先ほど申しあげさせていただきました施策の方向ごとに主な取り組み、具体的施策というところで設定させていただいております。

例えばその4ページ、真ん中あたりに施策の方向1、人権教育等の推進というところでは、下に主な取り組みといたしまして4つ上げさせていただいております。

人権教育の充実、相談体制の充実、そして、右のページ、5ページにいきまして、啓発の実施、情報収集及び提供ということで、主な取り組みを設定させていただいております。

そして、その欄の右側には、どこの課が担当するのかというところで、そちらのほうも記載させていただいているところでございます。

3ページ、1ページ前にお戻りいただきたいと思います。

この実施計画の今度は進行管理というところで、この計画では、計画進行の目標とするための目標指標と計画の進捗状況を把握するための参考とする参考指標とを定めており

ます。この2つの指標の数値を把握しながら計画の進行管理を行っていきたいと考えております。この管理に関しては、那珂市男女共同参画プラン推進委員会という組織で主体になって進行管理を行っているところでございます。

以上が共同参画プランの説明とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 10年前ですか、第1次男女共同参画あれをつくっていったって、今度は第2次というけれども、あれその違いは、余りかわりばえないのか、それとも違いが出ているのか、何かちょっと大きな要点だけでも。

市民協働課長 全体計画の5ページをごらんいただければありがたいんですが、全体計画の5ページでございます。厚目のほうの5ページでございます。

そちらのほうに表があるかと思えます。ここに基本目標を4つ掲げております。一番右、市民と行政がともに男女共同参画を推進するまちというところで、目標を4つに分けていたんですが、市民と行政がともにというところに関しましては、その10年間の間に市民協働によるいろんな行政としての取り組みが始まったところですので、今回はその一部をとりまして、4つから3つに基本目標を下げたというか、4つから3つにしたというところでございます。

委員長 いいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時54分）

再開（午後2時55分）

委員長 再開します。

市民課が出席しました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2目一般旅券発給費について説明を求めます。

市民課長 市民課長の関です。外3名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の57ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算額1億705万5,000円でございます。前年度との比較といたしましては、224万円の増額となっております。

ます。主な理由といたしましては、政府の進める女性一人一人が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりのため、希望する者に対して住民票やマイナンバーカードなどに旧姓がわかるような記載をするための住民基本台帳システム、コンビニ交付システムの改修費でございます。

続きまして、59 ページをお開き願います。

2 目一般旅券発給費、予算額 249 万 4,000 円でございます。こちらはパスポート発給申請書の受け付け、パスポートの交付となります。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ次、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費について説明を求めます。

市民課長 それでは、予算書の 88 ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、予算額 9,663 万 2,000 円でございます。市民課の所管分といたしましては、89 ページの説明の欄の一番下をごらんください。

聖苑管理事業 4,814 万 8,000 円でございます。前年度は聖苑管理事業と聖苑運営事業の 2 事業でございましたが、指定管理者制度へ移行することによりまして、聖苑管理事業に統合いたしております。前年度の 2 事業費の合計との比較では 892 万 3,000 円の減額となっております。これは指定管理者制度になることによりまして、人件費や使用料などの取り扱いの違いがあることによりまして、人件費や使用料などとの差し引きでは、修繕費が 533 万円増額となることによりまして、約 100 万円の増額となっております。主な理由といたしましては、火葬炉を制御するためのシステムの更新でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。

再開を 3 時 10 分といたします。

休憩 (午後 3 時 00 分)

再開 (午後 3 時 11 分)

委員長 再開します。

環境課が出席しました。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算 (環境課所管部分) を議題といたします。

歳出、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費、

2目一般廃棄物処理費について説明を求めます。

環境課長 環境課長の飛田でございます。外2名の職員が出席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

予算書 88 ページをお開き願います。

款項目、本年度の順に読みあげてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費 9,663万2,000円。このうち環境課の所管分でございますが、1,592万8,000円でございます。内訳としましては、88ページの環境審議会事業、次のページ、89ページの衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業、公園墓地事業特別会計繰出金、次のページ、90ページをごらんください。環境活動啓発事業及びPCB汚染物対策事業でございます。

この中で90ページのPCB汚染物対策事業でございますが、平成30年度につきましては、平成29年度、前年度と比較しまして高濃度廃棄物の処理量が約200キログラム減りますので、589万7,000円の減額となります。

続きまして、90ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費 4億9,331万9,000円。内訳でございますけれども、清掃総務事務費、次のページをごらんください、91ページのごみ啓発等推進事業、大宮地方環境整備組合負担金でございます。この中で大宮地方環境整備組合負担金でございますが、587万円の増額となっております。こちらの増額の理由でございますけれども、ごみ処理施設がかなり老朽化をいたしておりまして、昨年、29年は突発的な修繕がかなり多く、かなりの支出がございました。そのため来年度、30年度への繰越金がかかなり減少してしまったことで、今回の増額ということでございます。

続きまして、91ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、2目一般廃棄物処理費 1億205万9,000円。内訳でございますけれども、家庭系可燃ごみ収集事業、不法投棄廃棄物撤去事業でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 88ページの下の方のこの環境審議会事業というのはどんなことをやっているんですか。

環境課長 こちらは年2回ないしは3回予定をしているんですけれども、市長の諮問機関ということで、環境保全に関する基本的事項を調査するというのが主な名目です。それと、環境基本計画、こちらが大まかに変更になる場合には、こちらを開く。こういった場合じゃない場合は、ノーマイカーデー、あるいはグリーン購入、あるいは温室効果ガス、こういったものの各種実績報告を現在は行っております。

以上でございます。

笹島委員 具体的には、ノーマイカーデーとか、あと何でしたか。

環境課長 グリーン購入、市のほうで消耗品、主に事務用品、あるいは作業服、そういったものを購入するときにグリーン商品ということで、環境に優しい商品、そういったものを極力購入するように推進をしております。こういったものを購入した実績を報告しております。

それと、温室効果ガスということで、公共施設、あるいは役所の職員の自宅のほうでCO₂の削減をどのくらい行ったか。昨年、1年前と比較して電気、あるいはガス等をどのくらい少なくしたかといったものを報告していただいて、そちらを環境審議会のほうにご報告をさせていただいております。

以上です。

笹島委員 そうすると、大まかなものはノーマイカーデーと、それから環境に優しい文房具用品ですか、それとあと、できるだけCO₂を削減しようという。もうちょっと何かこう、本当に何か那珂市のために役に立つようなことはないのかな、そういうあれ、具体的に。非常に困っているようなことというのは、環境に関することたくさんあると思うんですけどもね。不法投棄もあるでしょうけれどもさ、その他もろもろ市民がいろんな困っている、そういうのは。今言っていたノーマイカーデーはわかるんだけども、今言っていた筆記用具云々というのは、これは決して安くないもんね。それからCO₂削減、これは世界的なもんだからね、パリ協定に入っていれば大丈夫だと思うんだけども。そういう何かないのかな、その外に。

環境課長 一番最初にお話をしたんですけれども、那珂市環境基本計画、こちらの大規模な修正、少量でも必要があれば修正があるときには環境審議会というのを開きます。今まで必ず年に1回は最低開いて報告等もしております。この中で集まった審議委員さんの中から、環境基本計画の中身に関して質問もごございます。その中で、例えば不法投棄がどうなのよとか、ゴミの減量は図られているのかとか、そういった質問もごございますので、その中で随時協議をしております。

以上でございます。

笹島委員 やっぱり今どこの市町村でもゴミの減量ですか、これは非常にありとあらゆるもの、残飯ですか、そこまでとか、あと、余計なパッケージ類ですか、そういうものも出ているでしょう、過剰包装ですか。いろんな面で、それと今言っていた不法投棄ですか。これは前よりも減ったかもしれませんけれども、やはりそこに片づけたところに、またそこに捨てられるという、そういう場所は大体特定しちゃうんですよね。何度も何度もやるんですけども、なかなかボランティアの人も協力を得られないというので、非常に今困っているところがあるんですけども、そういう具体的なもの、本当に市民の困っているようなもののほうを力を入れたほうがいいな。先ほど言ったノーマイカーデーとかさ、環境に優しい筆記用具とかCO₂もいけれどもさ。それはそういうふうに進めた

らいいんじゃないかなと思うんです。どうなんですか、その見解を伺いたいんですけれども。部長でもいいけれども。

市民生活部長 先ほど課長のほうからも説明がありましたように、環境基本計画を審議するのがこの環境審議会の基本的な役割というふうに理解しています。その環境基本計画の中では、例えば可燃ゴミを減らすために、紙ゴミが大半なので、それをどうやって減らすかといったことを環境基本計画の中で協議しているものでございまして、その環境基本計画の修正がなければ特段、その環境審議会の中で協議することもないので、先ほど申しましたように、グリーン購入ですとかノーマイカーデーとかの実績を報告しているというのが実情でございます。

過去にはたしかこの環境基本計画の中でレジ袋の廃止だとかそういったこともやっておりますし、基本的には可燃ゴミの減少を各家庭に呼びかけて実施してもらおうというような活動をしているところでございます。

笹島委員 やはり今、ゴミの減量というのに取り組んでいると思うんですけれどもね。ますます今言っていた、ふえているのかな、今、可燃ゴミ云々というのは。

環境課長 大宮環境センターのほうに持ち込まれるゴミ、可燃物に関してはほぼ横ばいという形でございます。

助川委員 PCB汚染物の対策事業なんですが、今年度は500万ぐらい減ということなんだけれども、これは実際に廃棄物の処分する量が減ったということなんでしょうけれども、傾向としてどういうことが背景でそういうふうに減る予想になったんですかね。

環境課長 このPCBの処分につきましては4年間を計画しておりまして、平成28年から31年まで、この4年間で処分を、もう事前に計画をしております。平成28年度につきましては681キロ、ドラム缶2本分を処分しております。平成29年度、今年度分につきましては、もう昨年処分が終わったんですけれども、625キロで、平成30年度につきましては430キロということで、もう事前に計画をしております。平成29年度から比較して、来年度、平成30年度につきましては約200キロ近く処分量が少なくなるということで、予算的にも500万円ちょっとの減額となりますということでございます。

以上です。

助川委員 その減っていくことの実量に依じての予算なんでしょうけれども、その背景にはどういふことがあるんですかね、減っていく。

環境課長 こちらにつきましては、公共施設で利用されていたPCBをもう以前に撤去しまして、公民館と役所の間倉庫に鍵をかけて、ドラム缶に入れて保管をしてあります。そちらを4年間かけて計画的に処分してまいるということでございます。

助川委員 そうすると、最終年度は次年度で終るといふことなんですか。

環境課長 平成31年度が最終年度になります。

助川委員 これは搬入先は、北海道の室蘭まで持っていくわけですか。

環境課長 こちらは全国で5カ所、事業所というのがつくられております。これは国の出資なんですけれども、茨城県、あるいは関東より以北に関しましては、北海道の室蘭のほうに搬出なさいという国の指定でございます。

以上でございます。

助川委員 運搬費というのは、そうしますと、その缶によって、重さにかかわらず、これは決まっているのかな、単価は。

環境課長 運搬費というのは当然、ドラム缶の本数でございます、主に。こちらは入札をかけて安いところに搬出をしていただいているということでございます。

助川委員 ちょっと用語の意味を教えてください、ペール缶というのはどういうものですか。

環境課長 ペール缶というのは、ドラム缶よりもっと小さい、一斗缶みたいなものでございます。石油等を入れてあるようなものでございます。

助川委員 最終年度は、そうしますとドラム缶2缶とペール缶1缶が残っているんで、それが最終年度に処分されるということなんですね。

環境課長 そのとおりでございます。

助川委員 了解しました。

委員長 その外ございませんか。

綿引委員 91 ページの委託料、指定袋作成費 2,166 万 5,000 円、ゴミを出す市の袋、緑色のあの袋ですよ。あれが何か変わりましたよね。何で変わったんでしょう。

環境課長 こちらは平成 29 年度作成から変更いたしました。中身のゴミ袋に関しまして、今までは低密度という材料を使ってございましたけれども、平成 29 年度作成いたしましたものに関しましては高密度というので、密度がちょっと濃い目、厚目になってございまして、さわった感じが少し厚い、かたいような形に変更してございます。こちらは周りの市町村も比較しても、今は高密度というのが多くなってきてございまして、低密度、高密度、両方長所短所というのはあると思うんですけれども、高密度のほうがいいのではないかと判断をしまして、平成 29 年度からは高密度に変更してございます。

綿引委員 製造コストなんかはどうなんでしょう。

環境課長 製造コストはほとんど一緒でございました。

綿引委員 市民の評判なんかはどうなんでしょう。前がよかったとか今度のほうがいいのか。

環境課長 市民の意見は、やっぱりさまざまだと思うんです。私も市民からお話を聞いたわけではないんですけれども、使ってみてどうだったというお話は数人からいただいております。やはり長所と短所がございますので、両方の意見がございました。前よりかためになった分、少し伸びなくなった。ただし、前より切れなくなったと。前より使いやすくなったというご意見のほうが私は多少多かった、環境課の職員なものですから、そういうふうに理解してしまうのかもしれませんが、一応いい意見と悪い意見とい

うことが両方ありました。

委員長 よろしいですか。

綿引委員 結果的に変更してよかったという意見と、いや、そうでもないという意見とこう割れている。

環境課長 いや、一応、手前みそで申しわけないですけども、変えてよかったという意見のほうが多かったというふうに理解しております。

綿引委員 わかりました。

環境課長 もう一ついいですか。材料を変えた外に袋 10 枚入りを今までは束で入れていたんですけども、1 枚 1 枚ばらに今回は入れてありますので、大変使いやすくなったというご意見をいただいております。

助川委員 それに関連してなんですが、これ国外ですか、製造は。

環境課長 昨年度委託をお願いしました業者は中国のほうで製造をしたみたいでございます。

助川委員 うちのはたまたま販売もしているんですけども、商工会から委託されて。ちょっと苦情があるんだよね。不良品があるのと、それから枚数が足りないとか、そういう苦情もあるんですよ。その辺のところ、箱でいただいちゃうから、一々確認できないしね。その辺の苦情聞いていないかい。

環境課長 枚数が足りないというのは 10 枚入っていないということですかね、1 袋に。うちのほうも納品をされたときには一応確認はするんですけども、さすがに全体で 5,000 箱を超えるような箱数なので、全て中身を確認してからお渡しするということは大変難しいことですので、納品されたものを一応確認はしておりますが、今のところそういった苦情はうちのほうでは受けていることはございません。

助川委員 苦情は即のんでいただいて、その補償はいただけるんですけども、だから、そういうものの対応は、多分、商工会さんのほうには届いているんじゃないかと思うんだ。即、どのぐらい足らなかったんですかとかなんとかと応答はあるんで、そのまま対応はしてくれませうけれども。その辺のところをちょっと申し添えておきます。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 91 ページ、一番下に不法投棄の廃棄物撤去事業ということで予算化されてはいるんですけども、これというのは昨年度から数的にはふえていますか、不法投棄数というのは。その辺ちょっと確認をお願いします。

環境課長 平成 29 年度の実績でございますけれども、例えば平成 28 年度と比較しますと、タイヤ等に関しては 20 本くらい減っています。あと、冷蔵庫等も 10 台くらい減っています。全体的に見て、やはり不法投棄の数は平成 28 年度と平成 29 年度を比較しますと多少は減っているのが実情でございます。

君嶋委員 減ってきたということはいいことだと思うんですけども、その対応の仕方、結局どのようにしているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

環境課長 不法投棄に関しまして、土地の所有者等から不法投棄があったので回収してくださいということで役所のほうにお電話があります。うちのほうでも当然分別をしていたら回収してきて、役所の裏にあるんですけども、そちらに保管はしております。それで、処分業者のほうにお願いして処分をしているんですけども、不法投棄の現状としまして、一度捨てられたところには、やはりまた捨てられてしまう。きれいにするとまた捨てられてしまうというのが結構多いようございます。うちのほうとしまして、所有者さんのほうにお願いをしてというか、お話があれば、不法投棄をしないでくださいという看板は無料でお渡しをしております。立てていただくようにお話はしています。

それ以外に、やはり捨てられるというのは、草が結構繁茂していて目隠し状態になって捨てやすくなっているという状況もあるので、極力草を刈り払いしてください、道路から見やすいような状況にしてくださいという指導のほうもしております。

以上です。

君嶋委員 そうすると、所有者の土地、田んぼでも畑でも、捨てられた場合は役所に言えば撤去をお願いできるんですか。実際をお願いしているところはあるかと思うんですけども。

環境課長 燃えるゴミ等に関しては所有者の責任で処分をしてくださいというお話はしているんですけども、環境センターへ持ち込めないような、先ほどお話ししたようなタイヤとかバッテリー、あるいは冷蔵庫、そういったものはお電話をいただければ環境課のほうで回収に参ります。

君嶋委員 実際は一斗缶なんですよ。だから、一斗缶というのは何が入っているかわからないから、個人的に所有者も手をつけられない。結局劇物というか、薬品が入っているかわからないんで。そういうときにどうしたらいいのかなという話も出てくると思うんで、そういうときは、担当課のほうで処理をしていただけるということによろしいんですね。

環境課長 一斗缶等は特に塗料とかも入っている可能性もありますので、それは環境センターのほうに持ち込めないんで、うちのほうでご連絡をいただければ回収に参ります。

委員長 ございませんか。

(なし)

委員長 なければ次に、6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明を求めます。

環境課長 予算書の109ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費 406万8,000円、こちらは消費生活センター分の予算でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて議案第 27 号 平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

環境課長 それでは、239 ページをお開き願います。

議案第 27 号 平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算でございます。

平成 30 年度那珂市の公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,200 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日提出、那珂市長。

続きまして、245 ページをお開き願います。

歳入でございます。

款項目、本年度の順に読みあげてまいります。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料 500 万円、2 項手数料、1 目墓地手数料 3,000 円。

2 款管理料、1 項管理料、1 目墓地管理料 482 万 4,000 円。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1,000 円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 217 万 2,000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ続きまして、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

環境課長 246 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 636 万円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 550 万円。

次のページ、247 ページをお願いいたします。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 14 万円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります下江戸地区の大規模太陽光発電についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

環境課長 それでは、常任委員会の資料として別に提出をさせていただきました下江戸地区の大規模太陽光発電についてという資料をごらんください。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてご説明をさせていただきます。

平成 30 年 2 月 22 日付で下江戸地区地内に太陽光の設置を計画している事業者から茨城県で策定をしております太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの第 5 項の規定によりまして、施設の適正な設置に規定される事業概要書の提出がありましたことから、今回報告をさせていただくものでございます。

太陽光発電の背景といたしましては、再生可能エネルギーの導入の推進を図るため、国は平成 24 年 7 月から固定価格買取制度というのを開始しまして、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に拡大をしてきているのが現状でございます。茨城県におきましても、茨城県地球温暖化対策実行計画に基づきまして、県民総ぐるみの地球温暖化対策に取り組むとともに、茨城エネルギー戦略におきまして、太陽光発電など環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な導入に努めているところでございます。

那珂市としましても、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づきまして取扱事務をしているところでございます。

次のページをお開きください。

1 ページになります。こちらが事業者から提出された事業概要書でございます。

中身につきましては、あくまで大まかな概要が決定したという程度でございます。詳細につきましては、今後の進捗に合せて決定をしていくものというふうに思われます。

本日は、事業の概要と今後の計画につきまして、情報提供という形で報告をさせていただきます。

それでは、まず設置予定場所でございます。設置予定場所につきましては、下江戸の 2344 番地外 290 筆でございます。

次のページ、2 ページの位置図をごらんください。

那珂市を走っていますバードラインを北上しまして、田崎の酪農団地を過ぎてから約500メートルか600メートル過ぎたあたりの右側の山でございます。こちらから常陸大宮市境の手前一体までの右側の山が設置予定場所になってございます。

面積としましては66万9,083.38平米で約67ヘクタールでございます。地権者は70名から80名というふうにお聞きしております。

続きまして、地目でございますけれども、地目につきましては原野が1万3,780平米、山林が64万3,735.38平米、田が1万1,568平米ということで、ほとんど大部分が山林となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

67ヘクタール、土地利用の計画図、あくまで案でございます。

こちらの図を見ていただくと、幅、縦が約500メートルで長さにつきましては約1.4キロメートルに及びますメガソーラーになる予定でございます。

この計画図ですけれども、太陽光パネルの設置予定、あるいは調整池並びに残置森林等が表示されておりますけれども、こちらはあくまで案の状態でございます。これから現地調査、あるいは設計等の段階で変更される場合もあると思われれます。

続きまして、4ページをごらんください。

こちらは現在の土地所有並びに契約状況というのをあらわしてございます。白い部分につきましては、事業者にも所有権が移転をなされている部分、いわゆるもう売買がされているところになります。緑色の部分につきましては地上権設定というものがなされている部分でございます。紫色は賃借権が設定されている部分です。こちらは両方とも売買ではなくて、借地契約ということになります。残りの黄色い部分につきましては、いまだ未契約だそうでございます。

この借地契約の地上権設定と賃借権の違いでございますけれども、両方とも借地権と呼ばれる権利でございます。ただ、地上権というのは、地上権設定をしますと、借り手が直接的に支配できるという強い権利を持つことができまして、地主の承諾を得ることなくして事業を第三者に譲渡したり、賃貸することができる権利でございます。一方、賃借権というのは、貸し手の承諾を得て土地を間接的に支配する権利ということで、地上権と比較しますとかなり権利は弱くなっております。第三者への譲渡、賃貸につきましても地主の承諾が必要になるという権利でございます。

1ページへお戻りください。

発電事業者でございますけれども、発電事業者は、東京都港区にあります株式会社アフターフィットという会社でございます。こちらの会社は、パチンコ台を主に製造しております山佐という、結構大きい会社ですけれども、こちらが出資をしている会社でございます。

このアフターフィットですけれども、現在北海道を中心に8カ所で太陽光発電の事業を

手がけているようでございます。ちなみに茨城県内ではつくばみらい市で1カ所、太陽光発電の事業を行っているようでございます。親会社の山佐というのはもっと大きく全国的に30カ所、40カ所という規模で太陽光発電の実績があるという会社でございます。

続きまして、総発電出力でございますけれども、こちらは2万5,000キロワットで、こちら事業者のほうにお話を聞いたんですけれども、一般家庭、主に4人家族となると思うんですけれども、7,500世帯分の1年間の電気使用量に相当するというお話でございます。

続きまして、設置工事及び運転開始の予定でございますけれども、5ページの工程表をごらんください。

大変申しわけない、小さくてちょっと見づらい部分はあるとは思いますが、工事の着工予定につきましては、来年の2月1日を予定しているそうです。今月18日ですけれども、来週の日曜日になるんですけれども、地元の説明会を開催する予定だそうです。その後、予定地区内の測量や設計を行うと同時に、林地開発等の手続を進めていく予定になっております。

その他関連の条例、あるいは要綱、こういったものをクリアして来年の2月から土木工事に着工しまして、再来年、平成32年の4月から運転開始の予定だそうでございます。

運転期間につきましては20年を予定しているそうです。その後は、延長しない限り、撤去計画に基づきまして処分をするという予定になってございます。

この株式会社アフターフィットという会社につきましては、毎年撤去費用を積み立てをいたしまして、年に一度積み立ての通帳を公開することも予定をしているそうでございます。

下江戸地区の大規模太陽光発電に関します概要の報告につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 これ地上権設定、もしくは賃借権をするためには、地権者の方の同意が必要だと思うんですが、この同意というのはどの程度のパーセンテージがそういう形で、現時点で進んでいるんですかね。

環境課長 地上権設定とか賃借権に関しましては、もう借地権の契約が済んでいるところなので、当然同意は得て契約は結んでいるところだと思います。それ以外、黄色のところはまだ未契約部分、こちらはまだ正式に契約が済んでいないということは、同意がもらえていないということでございますけれども、事業者のほうからお話を聞いたところによりますと、契約がまだ終わっていないところに関してもほぼ地権者の同意は得られているというお話を聞いております。

助川委員 これ未契約の方のところは同意をほぼいただいていると言いますが、1カ所でも黄色の部分、特に真ん中辺の部分、同意が得られないということになると、設置

の図面等も変更とか、そんなのしなくちゃならないと思うんだけど、その辺の心配はないということで、現時点で進んでいるんですかね。

環境課長 あくまで同意等に関しては事業者が行うことですので、事業者の話では、同意はほとんど得られているというお話でございます。ですので、うちのほうが同意が得られていようが得られていまいが、この計画がどうなるというのは正直うちのほうからその辺は詳しくは申しあげられない、わからないというのが現状でございます。

助川委員 市のほうへ報告して、これ議会として対応するのは、いや、そんなのはだめですよということではできないんでしょう、これ当然。

環境課長 最初にお話ししたように、あくまで太陽光のガイドラインに基づいて粛々と手続を行っていくものでありまして、市として許可を出すものではございませんので、別に反対をするとか賛成をするというのは、市ないし議会では、これはないとは思いますが。

助川委員 そうすると、委員会のほうに報告いただいて、その後、全協等でも報告になるでしょうし、その報告だけで進んでいってしまうという事業なんでしょう、これ。

環境課長 あくまでこちらにつきましては、情報提供ということでございます。今のところ全員協議会のほうにもお諮りするという予定はありません。事業者から、こういう形で、概要書という形で大まかな事業計画が出てきましたので、環境課としましては、あくまで常任委員会へ、こういった形で上がってきました、こういう事業がありますよという形で、今回は情報提供をさせていただいております。

助川委員 こういった太陽光の計画、特にメガソーラーを設置ということになると、周辺環境の変動、自然環境の変動が悪影響を及ぼすというようなことも想定されますんですけども、その辺のところ、市のほうとしてはこれは一切権限を行使することはできないんですか、これ。

環境課長 先ほどから何度もお話ししていますように、あくまでガイドラインに沿って事業者が事業を行っている場合、市で縛っていない限りは、あくまで事業者の思うように事業ができる、言い方は悪いですけども。ただ、市としましても極力事前協議を、事業者のほうに役所に来ますので、そのときに当然、環境のほうにも極力配慮してくださいねとか、3ページの利用計画図を見ていただくとわかると思うんですけども、緑色の部分が周辺にかなり多いと。こちらにつきましては、残置森林という形で、森林を残していただいております。こちらのパーセンテージはかなり、結構大きなものになります。

それと、教育委員会の絡みになるんですけども、遺跡等、下江戸城跡というのもございます。こちらに関しても配慮をしてくださいねということで、一番左側の端にR4という近辺が下江戸城跡地になります。こちらにも太陽光発電のパネルのほうを設置しないで、あくまで森林を残すような形という配慮もいただいております。

それと、一応、木を切ることによって、当然水の流れ、あるいは土砂崩れ等、いろいろ危険なことも起こってくると思いますけれども、こういったことにつきましても、既に

林地法、あるいは水の流れる方向性ですか、そういったものもしっかりやってください
ねというふうに役所のほうとしては指導をしております。

以上でございます。

助川委員 図面を見ると、調整池等も、これ図面の中に入っているようではすけれども、最近の
気象状況を考えた場合に、スポット的にね、異常に降る雨なんかも想定されますんで、
そういったことも含めてこれ、地元の説明会というのは地権者さんだけへの説明会、そ
れとも地域全体に関係があるであろうということも含めての説明会になるのかな。

環境課長 18日に予定しております地元の説明会というのは、地権者だけではございません。
一般の住民も参加できる説明会だというふうに聞いております。

あと、調整池等も、一応雨量計算、雨水の量を計算しております。こちらもやはりある
程度想定外を計算して雨量計算のほうをして、どこに集めてどこに流すというのを計画
していると聞いております。

以上でございます。

助川委員 これガイドラインに沿ってという形をね、全面にこれ出されて、市民の安心とか、
あと不安になる部分を市のほうでそういうものを権限も一切なしに進められるというこ
と自体が私はおかしいと思うんですけども、これそういうふうになっているの、これガ
イドラインというのは。このメガソーラーに関しては。

環境課長 何度も申しあげているんですけども、ガイドラインというのは、太陽光発電を縛
るものでは正直ないです。設置できない箇所については設置してはだめですよというの
は当然もちろん書いてあります。ただ、それは市によっても違いますし、周りの環境に
よっても違うと思います。茨城県のガイドラインにあくまでも基づいて実行していただ
ければ、市としては特別縛りはない。あと、あくまで土地利用計画につきましては、個
人資産等の問題もあるので、そちらに関して市のほうで縛りをつけるのは大変難しいこ
とだというふうに考えております。

以上です。

助川委員 最初、私らのところの耳に入ってきたのは、100ヘクタールぐらい想定しているん
だということで進めていたらしいんですけども、それが67ヘクタール、7割近い、3割
ぐらい減ったような形ですけども、どちらにしてもこれだけの面積になると、那珂西部
工業団地の3割増し、全体の面積の中、西部工業団地は50ヘクタールぐらいだよね。だ
から、そのぐらいの面積が開発の形でなされるということ自体、自然環境の関係で悪影
響を及ぼさなければいいんですけども、私としては、これだけのものを、当然緑地はあ
りますけれども、これ何%ぐらいを緑地にする形なんだろうね、67ヘクタールのうちの。
書いてあるんですけどか、書いていないよね。

環境課長 大変申しわけないですけども、緑地が67ヘクタールのうちどれだけの面積があ
るか、あるいは何%になるかというのは、正直うちもつかんでおりません。今回出され

たものもあくまで計画という形で、事業者から残置森林をどのくらい残したいというお話は聞いてはございません。

助川委員 当然こういった事業者に関しては、事業者の都合が悪いことというのは意外と皆さんの前にご提示いただけないでしょうから、心配されることは、そういった会合には市のほうで出席されるんですか、誰か。しないの。

環境課長 市の職員として説明会には参加はいたしません。市の職員として参加すると、市が後押しをしているように思われますので。一般の市民として参考に説明会のほうには聞きに行こうとは思っております。

助川委員 地権者何名でしたか。

環境課長 事業者からお聞きしたのは70名から80名というふうにお聞きしております。

助川委員 説明会、どこでやるんですか。

環境課長補佐 らぼーるでやると聞いております。

笹島委員 1日だけであれですか、終りにするんですか。

環境課長 今のところは1日、午前と午後2回に分けてやる予定だと聞いております。

助川委員 これを進めるに当たって、そういう皆さん方のご意見を聞く場を持ったということで、条件をクリアするための一つのクリアの段階なんだというようなこともガイドラインという形で進める上では、そういうものも要綱に載っているんですかね。

環境課長 地元の説明会を開いてくださいというのは、強制的ではございません。あくまでそういうようなものを開いてくださいというお願いになります。

助川委員 ちなみにいつでしたか、説明会。

環境課長 18日の日曜日でございます。

助川委員 日曜日ね、何時から。

環境課長 すみません、時間までは申しわけないですけれども、確認しておりません。午前と午後2回というお話を聞いております。

助川委員 らぼーるでね。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 この計画予定されているところの先ほど説明があった地上権設定、あとは賃借権を持った方があれば、結局その土地の所有権というか、最終的にこの計画をしている方というのは、移転は可能だったんですよね、そういう話ですよ。

環境課長 地上権設定をしてあると、地主、貸し手の同意はなくても他に貸すことができるということでございます。ですので、多分これ地上権設定というのは太陽光パネル、あくまで物件に関するものでございますので、地上権設定というのは。太陽光パネルの部分の事業を外の事業者に譲渡することができる、あるいは貸し出すことができるというものでございます。

君嶋委員 そうすると、今こうやって計画をしている会社から、今度は次のどこかの会社に貸

す、転売的に、そういう可能性もあるということですよ。

環境課長 ないとは言えないと思います。

君嶋委員 ということは、やはり助川委員も言ったようにね、いろいろ調査というか、今実際に外の市でもいろんなトラブルが出ているのが、許可をとる、そのきちんとした段階はとっているとは言うんですけれども、県のほうの話を聞くと、公園をつくるとか、いろんな理由をつけながら太陽光パネルを設置した。でも、実際はそれが全然得体の知れないような会社があつたのかパネルを運営していた、太陽光を運営していたというような問題が実際起きているみたいなので、そういうのがあって、ちょっとこう、簡単に県のほうからとか、この申請に基づいてとか言っていますけれども、慎重に考えていたらどうかと私は思うんですけれどもね。これは反対だとか賛成はできないですけれども、やはり今後、転売される可能性もあるとなれば、今は会社がしっかりしていますけれども、次の会社に行く場合にどういうことになるか、その辺も長期、20年間という契約ならば、慎重に考えたほうがいいのかなということを感じました。

委員長 答弁はいいですか。

環境課長 一応、太陽光のガイドラインにおきましても、設置、あるいは管理等に関しても、多少のやはり縛りというものはございます。ただ、地上権設定をしていることによって、上物の権利につきましては、別の会社に譲渡ができるというふうにはなっておりますので、こちらに関して、申しわけないですけれども、とめることは正直難しいなというふうに考えております。

ただ、この紫色の部分はわずかなんですけれども、こちらに関しては地上権を設定はしておりませんので、ここの部分に関してはあくまで地主さん、所有者の同意がなければ、譲渡も賃貸もできないということになります。ただ、それ以外の部分に関しては、同意がなくても事業者の強い権利があるので、譲渡も、あるいは賃貸、貸し出すことも可能となっています。これをとめるというのは、正直なかなか難しいお話だとは思っています。

ただ、今回のアフターフィットに関しましては、先ほどお話ししたように、毎年定期的にちゃんとお金のほうも積み立てていきますよと。積み立てたお金もちゃんと市民のほうに、地権者さんのほうにも公開もしていきますよということも検討しております。先ほどもお話ししたように、北海道を中心に全国で8事業所を運営しております。こちらについてもしっかりした運営はなさっているようなので、信用しろというのはちょっと難しいお話ですけれども、今のところは大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

委員長 その外ございませんか。

綿引委員 平成30年1月25、26日と、前回の総務生活常任委員会で山梨県の北杜市、それと甲州市のソーラー発電を視察に行ってきました。市の担当の方の話をざっくばらんに聞くと、メガソーラーをつくるようなでっかい会社は、大体企業コンプライアンスがし

っかりしているから、余りごじゃっぺはやらないと。むしろ気をつけなくてはならないので、中途半端なところだと。さっきのこの権利のどうのこうのという話がありましたけれども、一括してやるようでも、それを細切れにして分譲したり、貸し出したりという、そういう手を使ってやる業者もいる。だから、その辺を実際に環境的にちゃんとしたことを責任を持ってやってくれる会社かどうかというのは、このアフターフィットというのが表に出ているんだらうけれども、このやりたい、この事業者の正体を調べることが、難しいけれども、そこが一番大事だと思うんで、ぜひそのところ気をつけて調査をしてほしいと思います。

以上です。

委員長 その外ございませんね。

(なし)

委員長 以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。

再開を4時15分といたします。

休憩(午後4時05分)

再開(午後4時15分)

委員長 それでは、再開します。

防災課が出席しました。

議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

防災課長 防災課長の小橋です。外3名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、議案書の101ページをごらんください。

議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例。

那珂市空き家等対策協議会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の作成や特定空き家等の該当いかんを協議するために協議会を設置することを新たに規定するものでございます。

次のページをごらんください。

那珂市空き家等対策設置条例についてご説明をいたします。

なお、その104ページのほうに条例の概要を記載してございますが、条文にてご説明をさせていただきます。

第1条は、提案理由で述べましたように、特措法第7条第1項の規定に基づきまして、空き家等協議会を設置することを規定しております。

第2条は、この条例で使用する用語のうち、明確にしておく必要のあるものについて定義づけをしています。

第3条は、(1)号から(3)号まで、本協議会で協議する内容を定めてございます。

第4条は、協議会の組織について定めています。委員10名以内をもって組織し、市長の外、専門的な知識の方を構成員として委嘱いたします。

続きまして、第5条は、協議会の会長は市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名することとします。

第6条は、協議会の会議の招集等について定めてございます。

第7条では、委員は利害関係等のある事案や協議を妨げる相当の理由がある場合は除斥、または回避されることとしております。

第8条は、委員の守秘義務について定めてございます。

第9条は、庶務は市民生活部防災課で処理をいたします。

第10条の協議会の下部組織としまして、内部会議を設置しまして、担当課長レベルでの協議を行います。

第11条は、この条例の外、協議会運営に関し必要事項は会長が協議会に諮って定めるものとしてございます。

附則としまして、平成30年4月1日施行となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 この条例を制定して、どういう場合にこの協議会を持つような形をとるのかな。

防災課長 空き家等の対策計画の作成及び変更及び実施に関する事項等を協議いたします。また、空き家等の特定空き家等に該当するか否かの判断に関する事項を協議させていただきたいと思っています。

以上です。

笹島委員 大体年に何回ぐらい予定している。

防災課長 年3回を予定してございます。

笹島委員 そうすると、この条例に基づいて具体的にどのようなことをアクションしていくのかな。

防災課長 平成27年度にD判定を行いました107戸等の空き家等があったかと思うんですが、そちらのほうについては2月に家屋の実態調査を行いまして、ガイドラインと、あと特定空き家等のチェックシート等を用いまして、現地を確認して、最終的にはそういったものの判断の参考となる基準を、写真等をもとに状況の有無を今、リスト化に向けて精査してございます。そういったものとか、あとは市民からの情報提供等がありました点について、特定空き家になるか否かを協議の場として設置してございます。

笹島委員 そうすると、根本的に国の空き家特措法かな、それに基づいて那珂市のその条例が枝分かれ的存在にあるということはわかりました。

そうすると、今空き家、800 軒弱くらいありますよね。それに基づいて何種類か分けて、緊急性もあるものもあるとかいろいろありますよね、種類別に。そういうふうにして分別しながら対策をしていくという、具体的に。そういうことのためのあれなんでしょう。

防災課長 平成 27 年度に自治会長のほうにお願いしまして、877 軒だったと思うんですけども、そのうちの ABCD ランクづけをしまして、その中の D ランク、非常に危ないと言われたランクづけした 107 棟について、今、特定空き家になるか否か、調査したままでそのままになっていたものですから、そちらのほうを実態調査をしまして、該当するか否かを今精査をしているところでございます。

笹島委員 最終的には、その今言っていた緊急性がある 107 軒前後を手始めに、チェックシートに基づいてどうするか否かを行動していくと、実施していくということでもいいんですか。

防災課長 おっしゃるとおりでございます。

副委員長 そのチェックシートでやる、調査をする。これは誰がチェックするのか。

防災課長 調査につきましては、固定資産経験者と、またコンサル業者を入れまして、あと防災課の職員のほうが現地を調査しまして、そちらのほうの調査、外観からですが、あと写真等を撮りまして、そちらのほうの中の、何ていうんですか、リスト化については、今、業者のほうにちょっと中身の精査をお願いしているところでございます。

副委員長 ということは、市役所職員が 2 人と、あと何ていうの、不動産のプロ、その方 3 人でやるということね、基本はね。

委員長 よろしいですか。

その外。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（防災課所管部分）を議題とい

たします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、10 目交通安全対策費、11 目原子力対策費、14 目諸費について説明を求めます。

防災課長 それでは、予算書の 50 ページをお開きください。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目交通安全対策費、本年度予算額 527 万 1,000 円で、主に交通安全教室等、交通安全推進の予算でございます。

51 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目原子力対策費、本年度予算額 400 万 8,000 円で、主に原子力防災資機材の管理等、原子力対策の予算でございます。

53 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、本年度予算額 4,691 万 9,000 円でございます。

なお、この目での防災課所管の事業は 54 ページ上段にございます防犯事業の防犯協会の負担金補助と防犯灯設置費補助等の予算でございます。

また、55 ページ上段にございます新規事業の空き家対策協議会設置事業につきましては、先ほどご説明いたしました那珂市空き家等対策協議会設置条例制定に伴います委員報酬費でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

笹島委員 これ 500 万近く予算をつけている、この交通安全対策費、50 ページ。これ具体的にどんなことをやっているんですか。

防災課長 主に臨時職員の職員の賃金が 169 万 8,000 円でございます。また、事業としましては、各種交通安全教室、小中学校で開いています交通安全教室の講師謝礼 20 回分、また、あと、年 4 回ですが、交通安全キャンペーン中における該当立哨等、あとはキャンペーン時の消耗品関係ですかね。そちらのほうの予算になっています。また、平成 30 年 2 月 25 日に行いました委託料としまして、新入学児童交通安全の集いということで、未就学児童に対しましての交通安全啓発の集いを行う予算となっております。

以上でございます。

笹島委員 よく自治会とか何かでボランティアでね、下校等の立哨かな、やっている。そういう人たちにはいかないのかな、そういうあれは。

防災課長 申しわけありませんが、そちらのほうにはいってございません。

笹島委員 主に交通安全教室のほうにいつているの、このあれは。

防災課長 笹島委員さんがおっしゃるのは、おそらく登下校なんかの親御さんとか地域の方、おそらくそちらのほうは自警団の活動の一環として、おそらくボランティアでやってい

ただいているものだと思っております。ですから、こちらのほうの予算につきましては、各小中学校の教室、あとはキャンペーンのチラシとか、あとはグッズですね、キャンペーン時に配布する、そちらのほうの予算となっております。

笹島委員 そうすると、具体的に本当の交通安全対策にはなっていないような啓発啓蒙のほうにしているような気がしているんですけども。いや、30年前だったらいいんですけども、この今の非常に厳しい交通安全対策、非常に厳しい、今言っていた学生たちや子供たちですね、歩道もしっかりですね、いろんな面で危険性が伴っているところ、集団登校しながらも、今言っていた高齢者ドライバーが多い中で、そういうことにもっともっと現実的に目を見詰めてそっちをやっていかないと、一応安全性をあれしていったらね、父兄たちとか自治会のほうとかが立哨しながら見守ってくれているとかというのが一応現実的なんですけれども。そちらのほうに目を向けたほうがいいような気がするんですけども、どうなんですか、それ。

防災課長 やはり地域に対しての予算的なものもありますし、交通安全となりますと、きめ細かいのが一番望ましいことだとは存じますが、各運動期、年4回運動期間がありますので、春夏秋冬。そういったときにキャンペーンをして、まずは啓発啓蒙、または自分で事故にならないような、そういった啓発のほうから入っていきたいと。また、委員さんおっしゃるように高齢者ドライバー等に対しても教室等に出向きまして、講座等やっていければと考えてございます。

笹島委員 最後に、要するにこういうものがセレモニー化してきていると、現実にそぐわないものが出てきているんじゃないかということが言いたいことだけです。

委員長 よろしいですか。

外ございませんか。

副委員長 防犯事業のほうで、防犯カメラ設置工事、毎年2カ所ずつということになっていますが、これ今年どこに設置するかというのは決まっているんですか。

防災課長 平成30年度につきましては、やはり設置場所につきましては、市役所ばかりでなく、那珂警察署のほうと協議しながら、人通りが多くて事件性ではないんですが、防犯上あったほうが良いところにつけるということで、まだ協議はしておりません。

副委員長 じゃ、それはそうとして、あと、防犯灯の設置補助300万以上あるわけだけでも、これ何灯ぐらい予定しているんですか。

防災G長 すみません、お答えします。

今年度、平成30年度から5年間かけて、自治会からの要望に基づきまして増額といたしております。内訳としましては、新規の新たなLEDの防犯灯設置するのを53灯、それから柱がないところもありますので、柱をつけて防犯灯を設置するのを8灯、それから既存の蛍光灯をLED化するというものを208灯を計上しておりまして、合計で307万9,000円予算化しております。

委員長 よろしいですか。

外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ次に、2 款総務費、7 項災害復旧費、1 目過年度災害復旧費について説明を求めます。

防災課長 それでは、65 ページをお開きください。

2 款総務費、7 項災害復旧費、1 目過年度災害復旧費、本年度予算額 497 万 1,000 円でございます。主に災害救助対策事業の旧仮設住宅借り上げ料と原子力被害対策事業費でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 この応急仮設住宅借り上げ料というのは何ですか、これ。

防災課長 こちらにつきましては、東日本大震災において福島県民がこちらのほうに住んでいます住宅の借り上げ料でございます。

笹島委員 まだいらっしゃる方も、残っていらっしゃって、その人はもう定住する気持ちでいらっしゃるという、そういう感じですか。

防災課長 現在3世帯15名いるんですが、その方が定住するかどうかは、やはりふるさとに帰るのか、外の地区のほうにというか、行くのかはちょっと把握はしてございません。

笹島委員 これは、そうすると、国・県のほうで補助を出してくれているのかな、これは全部100%ね。

防災G長 お答えします。

災害救助費として県支出金で100%出ております。

委員長 よろしいですか。

なければ次に、8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費について説明を求めます。

防災課長 それでは、125 ページをお開き願います。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、本年度予算額 7 億 2,926 万 4,000 円でございます。前年度と比較しまして 6 億 9,482 万 8,000 円の増となっておりますが、理由としましては、126 ページ下段にございます新規事業の避難所整備事業と防災設備事業でございます。こちらにつきましては、主に拠点避難所に指定しました那珂総合公園に整備する防災資機材、備品購入費と、現在、使用中の防災行政無線は総務省総合通信局の周波数割り当て計画によりまして、アナログ波の使用期限が平成 34 年までと定められておりますことから、市民に対し迅速かつ正確に緊急情報等を伝達するための防災行政無線をデジタル化するための予算措置でございます。

整備期間につきましては、緊急防災・減災事業債を活用するため、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 カ年で、市役所及び消防本部設置の操作卓、屋外スピーカー及び全世帯に

配布しています戸別受信器の購入費となっております。

また茨城県が主体となって災害後の被災者生活再建支援システムを県内市町村で共同整備をいたします事業費の負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 何かございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 4 時 40 分）

再開（午後 4 時 41 分）

委員長 再開します。

会計課が出席いたしました。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算（会計課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費について説明を求めます。

会計課長 会計課の小澤です。外 1 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、座らせて説明させていただきます。

予算書の 37 ページをお開き願います。

中ほどになります。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費 368 万 2,000 円です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

休憩（午後 4 時 43 分）

再開（午後 4 時 44 分）

委員長 再開します。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、総務生活常任委員会所管部分の討論、採決に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

皆様ご苦勞さまでした。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

閉会 (午後 4 時 45 分)

平成 30 年 6 月 1 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 萩谷 俊行